日本大学医学部同窓会会員の皆さまへ

同窓会保険制度

傷害総合保険付 勤務医師賠償責任保険制度 (針刺し事故補償プラン) 回体割引 15%

※産業医・学校医等嘱託 医活動賠償責任保険は 団体割引の対象外です。

産業医・学校医等嘱託医活動賠償責任保険(4頁以降をご参照ください。)

所得補償保険制度 (15頁以降をご参照ください。)

団体長期障害所得補償保険制度 (15頁以降をご参照ください。)

入院補償プラン (23頁以降をご参照ください。)

医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約セット団体総合保険

かん補償プラン (25頁以降をご参照ください。)

医療保険基本特約・がん保険特約セット団体総合保険

傷害総合保険制度 (35頁以降をご参照ください。)

弁護士費用総合補償特約セット傷害総合保険

■保険期間 2025年3月1日午後4時から1年間

■申込締切日 2025年2月3日(月)必着

※中途加入も可能です。

毎月申込締切20日、翌月1日午前0時から補償開始となります。

日本大学医学部同窓会

日本大学医学部同窓会会員の皆さまへ

ご紹介するのは、日本大学医学部同窓会のスケールメリットを活かし、 会員のために特別に用意された7つのプラン。

医師が医師としてあるためには必須の賠償責任保険。 そして、生身の一人の人間でもある医師を守るための医療保険、がん保険。

この機会に、日本大学医学部同窓会の 会員としての恩恵をぜひ享受してください。

日本大学医学部同窓会

ご加入方法など(共通)

●保険契約者

日本大学医学部 同窓会

●ご加入者(被保険者)

勤務医師賠償責任保険制度

■日本大学医学部同窓会 会員の先生方

傷害総合保険付勤務医師賠償責任保険制度(針刺し事故補償プラン) 動務医師賠償責任保険+傷害総合保険

産業医•学校医等嘱託医賠償責任保険制度

■日本大学医学部同窓会 会員の先生方

所得補償保険制度•団体長期障害所得補償保険制度 傷害総合保険制度

■日本大学医学部同窓会 会員の先生方またはそのご家族(配偶者·子供·両親·兄弟姉妹および同居の親族)

入院補償プラン・がん補償プラン 医療保険基本特約·疾病保険特約・傷害保険特約・がん保険特約セット団体総合保険 ■日本大学医学部同窓会 会員の先生方またはそのご家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族)

●保険期間

■2025年3月1日午後4時から1年間

●ご加入方法

■申込締切日までに取扱代理店である有限会社櫻醫社まで申込書類一式をご提出ください。 【継続加入の場合】

■既加入者については、前年と同等条件で継続加入を行う場合は、加入依頼書の提出は不要です。【新規加入の場合】

〈傷害総合保険付勤務医師賠償責任保険制度〉〈針刺し事故補償プラン〉〈傷害総合保険制度〉 ■同封の加入依頼書・預金口座振替依頼書にご記入、ご捺印のうえ、同封の返信用封筒にてご返送ください。 〈入院補償プラン・がん補償プラン〉〈所得補償保険制度〉〈団体長期障害所得補償保険制度〉 ■同封の加入依頼書・健康告知書・預金振替依頼書にご記入、ご捺印のうえ、

同封の返信用封筒にてご返送ください

(ご注意)健康状況等により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでのご加入となる場合がございますので、あしからず ご了承ください。

●申込締切日

■2025年2月3日(月)必着

※中途加入も可能です。毎月申込締切20日、翌月1日午前0時から補償開始となります。

●保険料払込

■ご指定の口座より振替となります。

<傷害総合保険> 【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1.保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

□補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約

□保険金額

□保険期間

□保険料、保険料払込方法

□満期返れい金·契約者配当金がないこと

2.ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)。

□被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。

□パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

□以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

□職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木·竹·草·つる製品製造作業者、漁業作業者、建設作業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱·採石作業者、自動車運転者(バス·タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業作業者

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

3.お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

□特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

[取扱代理店]

有限会社 櫻醫社

〒173-0032 東京都板橋区大谷口上町36-11-102 TEL. 03-3972-0034 FAX. 03-3972-2120 受付時間/平日午前9時から午後5時まで

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または右記事故 サポートセンターまでご連絡ください。

●勤務医師賠償責任保険の事故については、右記へご連絡ください。

[引受保険会社]



損害保険ジャパン株式会社

医療·福祉開発部 第一課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL. 03-3349-5113

受付時間/平日の午前9時から午後5時まで

【窓口:一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

〔ナビダイヤル〕0570-022808〈通話料有料〉

受付時間 平日:午前9時15分から午後5時まで

(土·日·祝日·年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

https://www.sonpo.or.jp/

【事故サポートセンター】

0120-727-110 (24時間365日対応)

損害保険ジャパン株式会社

本店火災·新種専門保険金サービス部 医師専門賠償保険金サービス課 TEL. 03-3349-5394 FAX. 03-3344-2377

受付時間/平日の午前9時から午後5時まで

受付時間以外の場合は上記【事故サポートセンター】へご連絡ください。

- ●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- ●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

47

どんな仕事でも 責任を問われる事態が起こりえます。 しかし、医師の場合は <u>それが一大事になることがありま</u>す。

- ◆勤務医師賠償責任保険制度
- ◆傷害総合保険付勤務医師賠償責任保険制度 (針刺し事故補償プラン)

〈オプション〉

◆ 産業医·学校医等嘱託医賠償責任保険制度

医師の必須補償である医師賠償責任保険に、ワイドな特約をセット。

- ●医療行為により発生した法律上の賠償責任を補償します。
- ●日常生活上の事故を幅広く補償する「傷害総合保険」をセット。
- ●嘱託医として行う医療行為以外の活動中に発生した法律上の 賠償責任にも補償を広げることが可能です。

勤務医師賠償責任保険

医師または医師の指揮・監督下にある看護師、診療放射線技師、薬剤師などの使用人が日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、患者に身体障害(障害に起因する死亡を含みます。)等が発生したことによって、被保険者である医師に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、医師個人が支払わなければならない損害賠償金を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内でお支払いします。ただし、いかなる場合も医療施設の開設者の責任を肩代わりするものではありません。

※賠償責任保険(法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項)では法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払 われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

■ご加入いただける方

日本大学医学部同窓会 会員の医師

※日医A①およびA②会員の先生方は、この保険にご加入できません。

■お支払いする保険金

医師特約条項

- ①法律上の損害賠償金(治療費、休業損失、慰謝料など)
- ②訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)

■保険金をお支払いする主な事故例

手術にミスがあり、患者 に身体障害が発生した ことにより損害賠償請 求を受けた。 診断を誤ったために、 患者の病状が悪化し たことにより損害賠償 請求を受けた。



■保険金をお支払いできない主な事故例

次のような場合は、保険金支払の対象から除かれますので、ご注意ください。

- ①海外での医療事故
- ②美容を唯一の目的とする医療によって生じた賠償責任
- ③医療の結果を保証することによって加重された責任
- ④名誉き損および秘密漏えいに起因して生じた賠償責任
- ⑤免許を有しない者が遂行した医療に起因して生じた賠償責任
- ⑥被保険者の故意によって生じた賠償責任
- ⑦戦争、変乱、暴動、騒じょう、または労働争議によって生じた賠償責任
- ⑧地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任
- ⑨被保険者の使用人が業務に従事中に被った身体障害によって生じた 賠償責任
- ⑩被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- ①自動車(原動機付自転車を含みます。)の所有・使用または管理に起因して生じた事故 ……など

傷害総合保険

※保険金のお支払方法等重要な事項は、6頁以降に記載されていますので必ずご参照ください。

国内・海外を問わず、日常生活中の賠償事故や傷害事故、ご自身の携行品事故を補償します。

■このようなケガを補償します。

(1)個人賠償責任補償 (国內外補償)

買い物中に 商品を壊したなどの 日常生活での賠償事故



(2)携行品損害補償 (国内外補償)

カメラを落として壊した などの事故による 携行品の破損・盗難



(3)傷害補償

(国内外補償)





落下物による 死亡・後遺障害



交通事故による 死亡・後遺障害



補償内容(保険金額)と保険料 保険期間1年、職種級別A級、団体割引15%

		傷害総合			
#II	医療上の事故	業務上・日常生活上の事故		日常生活上の事故	
型	勤務医師 賠償責任保険	傷害事故による 死亡・後遺障害	携行品損害 (自己負担額 (1事故3,000円)	個人賠償	保険料
S300型	1事故 3億円 年間 9億円	1,000万円	50万円	1事故につき 3億円	(月払)7,140円 (年払)83,920円
S200型	1事故 2億円 年間 6億円	1,000万円	50万円	1事故につき 3億円	(月払)6,180円 (年払)72,410円
S100型	1 _{事故} 1億円 _{年間} 3億円	1,000万円	50万円	1事故につき 3億円	(月払)5,210円 (年払)60,830円

針刺し事故補償プラン 保険期間1年、職種級別A級、団体割引15%

	傷害総合保険(天災危険補償特約セット)					
#II	医療上の事故		業務上·日常生活上の事故		日常生活上の事故	/口7全业》
型	勤務医師 賠償責任保険	針刺し事故等による 感染症危険補償特約	傷害事故による 死亡・後遺障害	携行品損害 (自己負担額 (1事故3,000円)	個人賠償	保険料
H300型	1事故 3億円 年間 9億円	1,000万円	1,000万円	50万円	1事故につき 3億円	(月払)7,630円 (年払)89,260円
H200型	1事故 2億円 年間 6億円	1,000万円	1,000万円	50万円	1事故につき 3億円	(月払)6,670円 (年払)77,750円
H100型	1事故 1億円 年間 3億円	1,000万円	1,000万円	50万円	1事故につき 3億円	(月払)5,700円 (年払)66,170円

⁽注)この保険は日本大学医学部同窓会を契約者とする団体契約となっております。団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。 次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

●針刺し事故等による感染症危険補償特約<医療関係従事者のみ>

被保険者が医療関係の業務に従事中に 生じた針刺し、切創、血液飛散、血液接 触により、右記のア.からウ.までのいず れかに感染(HBVは感染し発病)した場 合に、保険金額にウイルスの種類に応じ た支払割合を乗じた額の保険金を支払 う特約です。

	ウイルスの種類	支払割合
ア.	HBV(B型肝炎ウイルス)に感染後B型肝炎を発病 し治療を受けた場合	3%
イ.	HCV(C型肝炎ウイルス)に感染した場合	30%
ウ.	HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染した場合	100%

- ※支払う保険金はウイルスの種類ごとに初年度契約および継続契約の保険期間を通算 して1回とします。
- ※すべてのウイルスに対して保険金をお支払いした場合は、その後の保険金のお支払 いはできません。

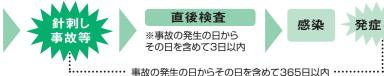
HBV	感染後、B型肝炎を発病し 治療を受けられた場合	30万円をお支払いします。
HCV	感染した場合	300万円をお支払いします。
HIV	HCV・HIVは発病を待たずに 保険金をお支払いします。	1,000万円をお支払いします。

お支払いまでの流れ

お支払いする保険金はウイルスの種類ごとに初年度契約および継続契約の保険期間を通算 して1回とします。すべてのウイルスに対して保険金をお支払いした場合は、その後の保険金 のお支払いはできません。

HBV

(注1)感染および発 病しなかった場合は、 保険金をお支払いで きません。



直後検査

※事故の発生の日から その日を含めて3日以内 感染 発症(治療)

感染

保険金を お支払い します。

(注1)(注2)

HCV HIV

(注2)感染しなかった 場合は、保険金をお 支払いできません。



直後検査

※事故の発生の日から その日を含めて3日以内

嘱託医活動賠償責任保険

嘱託医*として行う行為のうち医療行為以外の活動において不測の事故が発生し、損害賠償請求がなされたことで嘱託医 が被る損害について保険金をお支払いします。

- *①から④の活動をする医師の総称で嘱託医と呼びます。
- ①産業医(労働安全衛生法)の職務活動
- ②健康管理医(国家公務員法・人事院規則)の職務活動
- ③学校医(学校保健安全法)の職務活動
- ④児童福祉法で定められた保育所等嘱託医の職務活動

保険金をお支払いできない主な場合

産業医·学校医等

- ①医療行為に起因する損害賠償請求
- ②次に掲げるものの所有、使用または管理に起因する損害賠償請求
 - ア.自動車、原動機付自転車または航空機 イ.車両(注)、船舶または動物
 - (注)原動力がもっぱら人力である場合を除きます。
- ③故意または重過失による履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求
- ④嘱託医としての業務の履行の追完もしくは再履行、嘱託医としての業務の結果自体の改善もしくは修補または嘱託医としての業務に関する対価の返還 に起因する損害賠償請求
- ⑤嘱託を受けていない間または嘱託が終了した後に被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求
- ⑥被保険者の支払不能または破産に起因する損害賠償請求
- ⑦被保険者の使用人が被保険者のためにその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行 為に起因する損害賠償請求
- ⑧特許権、著作権または商標権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求
- ⑨業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求
- ⑩事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた口頭または文書もしくは図画等による表示に起因する損害賠償請求
- ① 広告・宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償請求

補償内容(保険金額)と保険料

保険期間1年、団体割引なし

保険金額			保険料
1事故1億円	保険期間中3億円	(自己負担額なし)	(年払) 5,000円

●刑事弁護士費用担保追加条項(医師特約条項用)

被保険者(補償の対象となる方)である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業 務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによっ て被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(起訴後の費用を含みます。)

想定されるご負担(損害)

該当保険商品

民 事 損害賠償金、弁護士費用・ 訴訟費用等

医師賠償責任保険(医師特約)

事 刑

弁護士費用·訴訟費用

刑事弁護士費用担保追加条項 •••••

▶刑事弁護士費用担保追加条項の概要

保険金額

保険期間(1年)を通じて500万円となります。 ※ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。

保険金を お支払いする場合 被保険者の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被 保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士 費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

- ※次の費用はお支払いの対象外になります。
 - ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用
 - ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用

など

保険期間と保険金を お支払いする場合の 関係

この追加条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を 行った時から刑の確定の時^(注)までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金をお 支払いします。

- (注)刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。
- ①刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時(注1) ②裁判所が略式命令を発した時(注2)

 - ③第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時^(注3)
- (注1)ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。
- (注2)ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。
- (注3)ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一 審およびその控訴審の判決を除きます。

保険金をお支払い できない主な場合

- 1.次の事由に起因する損害
 - ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに 類似の事変または 暴動
 - ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象
- 2.次に掲げる刑事事件に起因する損害
 - ①保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件
 - ②被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件
 - ③被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件
- ④被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件
- ⑤美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件
- ⑥所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件 ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療 に起因する刑事事件は除きます。 など

ご加入方法

医師賠償責任保険(医師特約条項)にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセッ トされます。(割増保険料なしで自動セットされます。)

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。

公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
【業務上過失致死傷罪】 刑法第211条第1項に定める業務上過失致死罪および業務上過失致傷罪をいいます。	
【送検】 刑事訴訟法第203条第1項または同第246条に定める検察官に対する事件送検をいいます。	
【刑事事件】	被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。
【弁護士費用】	被保険者が損保ジャパンの同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいいます。
【訴訟費用】	刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。 ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。 また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

<u><勤務医師賠償責任保険><傷害総合保険><産業医・学校医等嘱託医活動賠償責任保険</u>>のあらまし(契約概要のご説明)

■商品の仕組み:<勤務医師賠償責任保険>この商品は賠償責任保険普通保険約款に医師特約条項をセットしたものです。

<傷害総合保険>この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

<産業医・学校医等嘱託医賠償責任保険>この商品は、業務過誤賠償責任保険普通保険約款に嘱託医に関する特約条項をセットしたものです。

■保険契約者 : 日本大学医学部同窓会

2025年3月1日午後4時から1年間となります。 ■保険期間

■申込締切日 2025年2月3日まで

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等:引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者:日本大学医学部同窓会 会員の勤務医師の先生方 ●被保険者 : 日本大学医学部同窓会 会員の勤務医師の先生方

●お支払方法: 月払:2025年3月から毎月ご指定の金融機関口座から振替となります。(12回払) 年払:2025年3月にご指定の金融機関口座から振替となります。(一時払)

●お手続方法:下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の櫻醫社までご送付ください。

	ご加入対象者		お手続方法	
		新規加入者の皆さま	同封の「加入依頼書」·「預金口座口座振替依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご 提出いただきます。	
	既加入	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼 書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。	
	、者の皆さ	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合**	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。	
	\ <u>\frac{1}{2}</u>	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。	

※「前年と条件を変更して加入を行う場合 |には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含み ます。加入依頼書の修正方法等は櫻醫社までお問い合わせください。
(注) 傷害総合保険の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

●中途加入 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日午前0時 (20日過ぎの受付分は翌々月1日)から2026年3月1日午後4時までとなります。

お支払方法は<勤務医師賠償責任保険><傷害総合保険>は月払または年払、<産業医・学校医等嘱託医活動賠償責任保険>は年払と なります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の当月から(月払の場合は毎月)ご指定の金融機関口座から振替となります。

: この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の櫻醫社までご連絡ください。 ●中途脱退

●団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績またはご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめ ご了承ください。

また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■満期返れい金・契約者配当金:この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

医師賠償責任保険の概要

<医師賠償責任保険の概要>

●医師特約条項

日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、医療の対象者に身体障害(障害に起因する死亡を含み ます。)が発生し、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合、被保険者(保険の補償を受けられる方)が負担する法律上の賠償責任を補償します。

◎賠償責任保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償 金(自己負担額を設定している場合は、自己負担額を控除した額)を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内でお支払いします。賠償責任保 険(法律上の損害賠償責任を補償する特約条項:追加条項)では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は 保険金のお支払対象となりません。 <主な追加条項およびその概要>

主な追加条項およびその概要は以下のとおりです。また、保険条件によってセットできる追加条項が異なります。詳しい内容につきましては、取扱代理店 または損保ジャパンまでお問い合わせください。

損害賠償請求期間延長担保追加条項

保険を継続しない場合や廃業により保険契約を解約する場合など保険期間終了前に行った医療に起因して保険期間終了後5年以内もしくは10年以 内に損害賠償請求を提起された場合に補償する追加条項です。医師賠償責任保険は、保険期間中に医師の責任となる事故により損害賠償請求の提起 を受けた場合に保険金をお支払いしますので、保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合など廃業前の医療に起因する事故により損害 賠償請求の提起を受けた場合、保険金をお支払いできません。しかし、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまで相当の時 間を要する場合が多く、廃業する場合などこの追加条項をセットされることをおすすめします。損害賠償請求期間延長担保追加条項をセットされる場 合、追加保険料が必要となります。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。被保険者が死亡された場合、相続人からのご通知によ り相続人が被保険者とみなされます。ただし、死亡被保険者にかかわる損害賠償請求をうけた場合にかぎります。

●刑事弁護弁護士費用担保追加条項

医師賠償責任保険(医師特約)にて補償対象外となっていた「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者で ある個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、 被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。(起訴後の費用を含み ます。)

被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内において行った医療(職業上または職務上の相当な注意を怠ったもの)によって、医療の対象者の身体に障害(障害に起母する死亡を含みます。)が発生した場合において、被保険者に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合(は1)、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料等)および費用(訴訟費用や弁護主保験金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。(注1)争訟費用にかざっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人が身体障害またはその原因・事由を知った場合において、保険金をお支払いします。(注2)損保シャパンの事前の承認が必要です。 ○ただし、初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合を含みます。)身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。 (初年度契約とは2004年4月1日以降保険期間を開始する医師賠償責任保険契約で以降の継続契約を除きます。) ①被保険者の故意によって生じた賠償責任 ②海外での医療行為に起因する賠償責任 ③美容を唯一の目的とする医療に起因する賠償責任 ④医療の結果を保証することにより加重された賠償責任 ⑤名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ⑥所定の免許を有しない者が遂行した医療に起因する賠償責任 ⑦戦争、変乱、暴動、騒じようまたは労働争議によって生じた損害賠償責任 ⑧地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑨被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑩被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 |療上の ○いかなる場合も医療機関の開設者の責任を肩代わりするものではありません。 ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象 ③保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件 ④被保険者の有罪の確定(準)がなされた刑事事件 ⑤被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件 ⑥被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件 ⑥被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件 ⑦美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件 8所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件 ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。 (注)有罪の確定…第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することをいいます。ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審または控訴審の判決を除きます。 被保険者の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険をお支払いします。 ※次の費用はお支払いの対象外になります。 ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用 ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 または訴訟費用刑事訴訟に関する に関する弁護士費用 10と場合におけるその第一番またはその控訴番の判決を味ざます。 ①医療行為に起因する損害賠償請求 ②次に掲げるものの所有、使用または管理に起因する損害賠償請求 ア自動車、原動機付自転車または航空機 イ・車両は、船舶または動物 (注)原動力がもつばら人力である場合を除きます。 ③故意または重過失による履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求 ④嘱託医としての業務の履行の追完もしくは再履行、嘱託医としての業務の紛果自体の改善もしくは修補または嘱託医としての業務に関する対価の返還に起因する損害賠償請求 ⑤嘱託を受けていない間または嘱託が終了した後に被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求 ⑥被保険者の支払不能または破産に起因する損害賠償請求 ⑦被保険者の使用人が被保険者のためにその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求 ⑧特許権、著作権または商標権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求 嘱託医の職務において、医療行為以外の活動に起因して発生した不測の事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る次の①から⑥の損害に対して、保険金をお支払 ることによって被る次のいします。 ①法律上の損害賠償金 産業医· ① 法保工的损害的 ② 争訟費用 ③ 求價権保全費用 ④ 損害防止費用 ⑤ 協力費用 ⑥ 緊急措置費用 ·学校医等 嘱託医活動賠償責任保険

医師賠償責任保険・産業医・学校医等嘱託医賠償責任保険の概要

保険金をお支払いできない主な場合

図により行われた口頭または文書もしくは図画等による表示に起因する 損害賠償請求 ⑪広告・宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償請求 など

ご加入にあたってのご注意

○保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

保険金をお支払いする主な場合

- ○加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- ●告知義務(ご契約締結時における注意事項)
 - (1)保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

〈告知事項〉

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2)保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。 (注)医師賠償責任保険における告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入依頼書等の以下の項目をいいます。

 - ●被保険者欄(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。) 過去の保険金支払状況
- ●通知義務(ご契約締結後における注意事項)
 - (1)保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ(*)取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご 通知いただく必要はありません。
 - ■加入依頼書等の記載事項の変更

<例>保険金額等ご契約内容を変更される場合 (ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

- ※加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。)
- (2)以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができない ことがあります。
 - ■ご契約者(ご加入者)の住所などを変更される場合
- (3)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変 更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
- (4)重大事由による解除等
 - 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されるこ とがあります。
- ●医師特約では、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が 同じである他の保険契約または共済契約をいいます。)がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。
- ●この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)の対象となりません。●ごの保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回)の対象となりません。●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払 保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ●ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

ご加入にあたってのご注意(続き)

- ●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

 ●個人情報の取扱いについて

 ○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保等を提供の経営を対象となります。

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○構保ジャパンは、本実形に関する個人情報を、有保険によりがいた。 有保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・ 利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の 安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ 安た町がみ連州で図るに刻に、加入有のよび放床映有の採映壶請水情報寺を契約有に対して提供することかめります。はお、保健医療等のセンジティノ 情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の 取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。 ●既加入者については、前年度契約と同等条件で継続加入を行う場合は加入依頼書の提出は不要です。継続加入を行わない場合、または前年度契約と条件を変更して加入を行う場合は、その内容を記載した加入依頼書の提出が必要となります。
●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保されば、促産組合ください。

- 店または損保ジャパンにご照会ください。 この保険契約の保険適用地域は日本国内となります

- ●医師特約については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎります。

●医師特約については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎります。
 ●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
 ●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関) 損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題が解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。 【窓口:一般社団法人日本損害保険協会 そんぼADRセンター】「ナビダイヤル」の570-022808(通話料有料) 受付時間 平日:午前9時15分~午後5時(土:日・祝日・年末年始は休業) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 https://www.sonpo.or.jp/
 ●損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間はその原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。 (ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合を除きます。)
 ※この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
 ●補償の対象となる事故は、医療上の事故の場合、保険期間中に損害賠償請求を提起されたものにかぎります。

- ※この保険契約の全部または一部に対して支払責任か同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
 ●補償の対象となる事故は、医療上の事故の場合、保険期間中に損害賠償請求を提起されたものにかぎります。
 ●2010年4月1日以降発生の事故から、次の1から4までのいずれかの方法で賠償責任保険(特約)の賠償責任保険金をお支払いします。
 1.被保険者(保険の補償を受けられる方)が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
 2.被保険者の指図により、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
 3.相手の方が先取特権(他の債権者に優先して支払を受ける権利)を行使することにより、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
 4.被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
 * 保険法により3.の先取特権を行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合(損害賠償請求がなされるおそれがある場合を含みます。)は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。
1.以下の事項を遅滞なく書面で損保ジャパンまたは取扱代理店に通知してください。
〈1〉事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
〈2〉上記〈1〉について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
〈3〉損害賠償の請求の内容

- への行き品質の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
 3.損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 4.損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
 5.損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。

- 6.他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。 7.上記の1.~6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類(*)または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の 調査に協力をお願いします。

- (※) 損保ジャパンが特に必要とする書類については、下記「事故時に必要となる書類」をご確認ください。 ●被保険者(保険の補償を受けられる方)が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。その事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときは、その裁定額を限度に保険 金の支払いを決定します。 ※本保険では、保険会社が被保険者(保険の補償を受けられる方)に代わり示談交渉を行うこ ことはできません。
- ●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。 ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
 - ①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会 ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
 - ①公司機関による接直に調査相乗の無去、②等「機関による編定相乗の無去、③炎音級助法が過用されば火を高く地域での調査 ④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合 ※上記の①の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- ●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

〈事故時に必要となる書類〉

	必要となる書類	必要書類の例
1	保険金請求書および保険金請求権者 が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票など
2	事故日時·事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故·紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、刑事弁護士費用に関する通知書 など
3	保険の対象の価額、損害の額、損害 の程度および損害の範囲、復旧の程 度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契 約書 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の 障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、 休業損害証明書、源泉徴収票
4	公の機関や関係先などへの調査のた めに必要な書類	同意書など
(5)	被保険者が損害賠償責任を負担する ことが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手方からの 領収書、承諾書 など

- (注1)事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。 (注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

<傷害総合保険> 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(**)をされた場合等に、保険金をお支払いしま

- (※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性 食中毒は含みません。
- (注)保険期間の開始時より前に発生した事故よるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- ■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- ■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

動物、植物

ン、ラジコン模型およびこれらの付属品

	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内外補償)	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転また は麻薬等により正常な運転ができないおそれ がある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(*1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、 腰痛等で医学的他覚所見(*2)のないもの ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登は ん、ロッククライミング(フリークライミングを
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)	含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 (1) 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準するものおよび練習を含みます。)の間の事故 など ※1「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 ※2「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
影信責任	個人賠償責任(国內外補償)	日本国内または国外において、被保険者(**1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有使用管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合。 ②被保険者(**1)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合。 ③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品)(**2)を壊したり盗まれた場合。 (**1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア.本人イ、本人の配偶者の同居の親族 エ.本人またはその配偶者の同居の親族 エ.本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ.本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ.イ、からエ、までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 かお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (**2)次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器・義態、表肢その他これらに準する物・動物、植物	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害 賠償責任 ⑤数保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑥被保険者または被保険者の指図による暴行または改打に起因する損害賠償責任 ⑤航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両する損害賠償責任 ⑥・一般の治した。 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ・置きなれ(※2)またはが失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み

・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィ

〈次ページへ続きます。〉

など

〈次ページへ続きます。〉

された受託品の損壊または盗取

・受託品が委託者に引き渡された後に発見

<傷害総合保険> 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き) 保険金の種類 保険金をお支払いする主な場合 保険金をお支払いできない主な場合 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、 (※1)次のア.からエ.までのいずれかに該当す 航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイ るものを除きます。 ク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ア.主たる原動力が人力であるもの ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 イ.ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ウ.身体障がい者用の車(*3)および歩行 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 補助車で、原動機を用いるもの ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 工.移動用小型車および遠隔操作型小型車 個人賠償責任 賠償責任 ・山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁 (※2)保険の対象を置いた状態でその事実また (国内外補償) の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のそ は置いた場所を忘れることをいいます。 (注) の運動等のための用具 (※3)身体の障害により歩行が困難な者の移 ・データやプログラム等の無体物 動の用に供するための身体障がい者用 漁具 の車いす等の車をいいます。ただし、原 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 動機を用いるものである場合は法令に 定める基準に該当するものにかぎり、遠 不動産 など (※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の 隔操作により通行させることができるも 乗用具をいいます。 のを除きます。 偶然な事故により携行品(*1)に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額(*2)を基 ①故意または重大な過失 準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額を ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 お支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転また (※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される(物置、車庫その他の付属建物 は麻薬等により正常な運転ができないおそれ を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り がある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除き 品をいいます。 ます。)、核燃料物質等によるもの (※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、 用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可 ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変 (注1)乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額 の限度とします。 色、ねずみ食い、虫食い等 物の損害の補償 携行品 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 (注2)次のものは保険の対象となりません。 損害 ■携帯電話·スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電気的・ (国内外補償) 事務機器およびこれらの付属品 機械的事故 (注) ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ⑩置き忘れ(*)または紛失 ①楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断また ■動物、植物等の生物 ■自動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカ は打楽器の打皮の破損 ヌーを含みます。)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれら ⑫楽器の音色または音質の変化 の付属品 など ■自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラ (※)保険の対象を置いた状態でその事実また ジコン模型およびこれらの付属品 は置いた場所を忘れることをいいます。 ■治目 ■預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、手形その他の有価証券(小 切手を除きます。) およびこれらに類する物 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など

- (注)補償内容が同様のご契約(*1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(*2)。
- (注1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
- (注2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

	保険金の種類 保険金をお支払いする主な場合			保険金をお支払いできない主な場合			
		ます。)に り、事故の かに該当	隻、衛生、医療廃棄物の処理その他医療関係の業務に従事生じた偶然な血液曝露(ばくろ)事故(針刺し、切創、血液飛門)発生の日からその日を含めて365日以内(**)に次の①からしたことを医師(被保険者が医師の場合は被保険者以外の、ウイルスの種類に応じて、保険金額に次の支払割合を乗し	牧、血液接触)によ 5③までのいずれ 医師)に診断され			
			ウイルスの種類	支払割合			
	針刺し事故等 による 感染症危険 補償特約	による		ア.	HBV(B型肝炎ウイルス)に感染後B型肝炎を発病し治療を受けた場合	3%	①故意または重大な過失
針刺			1.	HCV(C型肝炎ウイルス)に感染した場合	30%	②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③直後検査を受けなかった場合	
じ事故				ウ.	HIV(ヒト免疫不全ウイルス)に感染した場合	100%	④直後検査の結果、その時点でHBV、HCVまた はHIVに感染していることが判明した場合の
	(国内外補償)	に 結 日が (※2)「直 時 (注1)お (注1)お (注2)複	放の発生の日からその日を含めて365日以内に新たな事情的いて、前の事故に係る直後検査(**2) および後の事故に係る 果、いずれも感染していることが確認できなかったときは、後からその日を含めて365日以内 (後検査」とは、事故の発生の日からその日を含めて3日以内 までをいいます。)に行う、HBV、HCVまたはHIVの感染の有続 を検査をいいます。 支払いする保険金は、ウイルスの種類ごとに初年度加入おより 期間を通算して1回とします。すべてのウイルスに対して保 場合は、その後保険金のお支払いはできません。 数の支払事由に該当した場合は、それぞれのウイルスに対し となります。	る直後検査(*2)の 全の事故の発生の (3日目の午後12 無を調べるための こび継続加入の保 食金をお支払いし	そのウイルスによる感染または発病 など		

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。

公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義	
【治療】 医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をい		
【未婚】	これまでに婚姻歴がないことをいいます。	
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。	
【配偶者】	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(*2)を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。	
【親族】	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。	

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1.クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2.ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ●ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- ●加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ●ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
 - (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
 - <告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★被保険者の職業または職務
 - ★他の保険契約等(※)の加入状況
 - (※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、 積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
 - *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 - *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3.ご加入後における留意事項(通知義務等)

- ●加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
 - ■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。 追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
 - ■この保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、カ士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- ●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- ●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- <被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。 あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

- ●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。 <他の身体障害または疾病の影響>
- ●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4.責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

*中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日午前0時(20日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

5.事故がおきた場合の取扱い

- ●事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- ●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

- (注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ·損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

など

	必要となる書類	必要書類の例
1	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
2	事故日時·事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調 査報告書、針刺し事故の状況報告書 など
3	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度 および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領 収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証 明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業 状況を示す帳簿(写) ③針刺し事故の場合 直後検査の結果を証する書類、支払事由に該当したことを証明する医師の診断書、病院 または診療所の証明書類 など
4	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
(5)	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など
6	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
7	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など

- (※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
- (注1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- ●上記書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6.保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7.中途脱退と中途脱退時の返れい金等

【月払】

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

【一時払】

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちいまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

- この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。
- (1)保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
- (2)保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割(注)までが補償されます。
- (注)保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなることがあります。

9.個人情報の取扱いについて

- ○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- ○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

13

<傷害総合保険> 【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加 入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。 お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1.	保険商品の次の補償内容等が、	お客さまのご意向に沿っているかをご確認くた	ごさい。
----	----------------	-----------------------	------

□補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約	
□保険金額	もう一度
□保険期間	ご確認ください。
□保険料、保険料払込方法	
□満期返れい金·契約者配当金がないこと	

2.ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。 内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)。

- □被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- □パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- □以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償さ れますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償特 約の要否をご判断ください。

□職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。「職種級別」は 正しいですか。

職種級別	職業·職種
A級	下記以外
B級	木·竹·草·つる製品製造作業者、漁業作業者、建設作業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱·採石作業者、自動車運転者(バス·タクシ 一運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業作業者

- **※**1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手 の方等は上表の分類と保険料が異なります。 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。
- **%**2

3.お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

□特に「注意喚起情報」には、「保険金をおま	払いできない主な場合」等お客さまにとっ	って不利益となる情報や、「告知	義務·通知義務」が記載され
ていすので必ずご確認ください。			

万が一、病気やケガで倒れたら… あなたのご家族はどうしますか?

所得補償保険制度 団体長期障害所得補償保険制度

病気やケガで就業不能・就業障害になられたとき、 収入の減少を補償します。

- ●所得補償保険は入院1日目から補償します。
- ●所得補償保険は通算して、1.000日分保険金を受け取られるまで、ご契約を継続できます。
- ●精神障害の一部も補償します。(アルコール依存、薬物依存等は対象となりません。)
- ●地震、噴火またはこれらによる津波による病気やケガも補償します。(A2型·B2型にご加入の場合)
- ●加入手続きは簡単!告知のみで医師の診査は不要です。 (告知内容:過去の病歴等により、ご加入をお断りする場合があります。)

補償内容(保険金額)と月払保険料

所得補償保険

<保険期間1年 職種級別1級 団体割引15% 支払対象外期間0日 対象期間6か月 精神障害補償特約セット> ※上限口数20口まで

月払

A型	満20~24歳	満25~29歳	満30~34歳	満35~39歳	満40~44歳
しか日につま	810円	850円	1,020円	1,210円	1,440円
1か月につき	満45~49歳	満50~54歳	満55~59歳	満60~64歳	満65~69歳
10万円	1,670円	1,910円	1,980円	2,080円	2,080円

〈保険期間1年 職種級別1級 団体割引15% 支払対象外期間0日 対象期間6か月 精神障害補償特約、天災危険補償特約セット〉 ※上限口数20口まで 月払

A2型	満20~24歳	満25~29歳	満30~34歳	満35~39歳	満40~44歳
1か日につま	820円	870円	1,040円	1,230円	1,470円
1か月につき	満45~49歳	満50~54歳	満55~59歳	満60~64歳	満65~69歳
10万円	1,700円	1,950円	2,020円	2,120円	2,120円

[※]満70歳以上の方の保険料については、取扱代理店までお問い合わせください。

団体長期障害所得補償保険

〈保険期間1年 対象期間5年 支払対象外期間180日 団体割引15% 精神障害補償特約セット〉 ※上限数10口まで

月払

B型		満20~24歳	満25~29歳	満30~34歳	満35~39歳	満40~44歳
		388円	402円	447円	573円	900円
	男性	満45~49歳	満50~54歳	満55~59歳	満60~64歳	
1か月につき		1,465円	2,585円	4,489円	7,746円	
10万円		満20~24歳	満25~29歳	満30~34歳	満35~39歳	満40~44歳
רולטו		231円	303円	417円	635円	1,103円
	女性	満45~49歳	満50~54歳	満55~59歳	満60~64歳	
		1,808円	3,035円	4,762円	7,310円	

〈保険期間1年 対象期間5年 支払対象外期間180日 団体割引15% 精神障害補償特約 天災危険補償特約セット〉※上限数10口まで

月払

B2型	<u>l</u>	満20~24歳	満25~29歳	満30~34歳	満35~39歳	満40~44歳
		395円	410円	456円	585円	918円
	男性	満45~49歳	満50~54歳	満55~59歳	満60~64歳	
1か月につき		1,494円	2,637円	4,579円	7,901円	
10万円		満20~24歳	満25~29歳	満30~34歳	満35~39歳	満40~44歳
רולטו		236円	310円	425円	647円	1,125円
	女性	満45~49歳	満50~54歳	満55~59歳	満60~64歳	
		1,844円	3,096円	4,857円	7,456円	

保険料について

- ※保険料は保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によ ります。
- ※年齢は、保険期間の初日現在(中途加入日時点)での満年齢とします。
- ※ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となりま す。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
- ※本保険は、介護医療保険料控除の対象となります。(2024年8月現在)
- ※団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年 度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承くださ い。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成 立しませんので、ご了承ください。

告知の大切さについてのご説明

- ○告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
 - ※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- ○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
 - ※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

《ご加入例》 40歳、男性、ご契約時の収入40万円/月、合計保険料7.020円

※天災危険なし 10月1日に交通事故で入院。1年間の休業後に一部復職するものの、その後1年3か月にわた り、所得が15万円だった場合

> 所得補償保険:3口(保険金額30万円)、支払対象外期間0日、対象期間6か月 団体長期障害所得補償保険:3口(保険金額30万円)、支払対象外期間180日、対象期間5年

就業不能の開始 2025.10/1

入院開始日 ◀

4/1 2026.10/1 2027.12/31

①全く働けない期間 [収入額:0円]

〈所得補償保険〉

(30万円×{(40万円-0円)÷40万円})×6か月=180万円

1年

- ②**一**部復職期間 [収入額:15万円]

〈団体長期障害所得補償保険〉

(30万円×{(40万円-15万円)÷40万円})

×15か月=281.25万円

-1年3か月

30万円×6か月=180万円

〈団体長期障害所得補償保険〉

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。 ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。 また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

<所得補償保険><団体長期障害所得補償保険>のあらまし(契約概要のご説明)

この商品は所得補償保険、団体長期障害所得補償保険の各普通保険約款に各種特約をセットしたものです。 日本大学医学部同窓会 2025年3月1日午後4時から1年間となります。 2025年2月3日まで、2025年2月3日まで、2025年2月3日まで、2025年2月3日まで、2025年2月3日まで、2025年2月3日まで、2025年2月3日まで、2025年2月3日またので、2025年2月3日またので、2025年2月3日またので、2025年2月3日またので、2025年2月3日またので、2025年2月3日またので、2025年2月3日またので、2025年2月3日またので、2025年2月3日またので、2025年2月3日またので、2025年2月3日またので、2025年2月3日またので、2025年2月3日またので、2025年2月3日またので、2025年2月3日またので、2025年2月3日またので、2025年2月3日またので、2025年2月3日またので、2025年2月3日またので、2025年2月3日またので、2025年2月3日またので、2025年2月3日またので、2025年2月3日またので、2025年2月3日またので、2025年2月3日またので、2025年2月3日またので、2025年2月3日またので、2025年2月3日またので、2025年2月3日またので、2025年2月3日またのでは、2025年2月3日またのでは、2025年2月3日またのでは、2025年2月3日またのでは、2025年2月3日またのでは、2025年2月3日またのでは、2025年2月3日またのでは、2025年2月3日またのでは、2025年2月3日またのでは、2025年2月3日またのでは、2025年2月3日またのでは、2025年2月3日またのでは、2025年2月2日またのでは、2025年2月2日またのでは、2025年2月2日またのでは、2025年2月2日またのでは、2025年2月2日またのでは、2025年2月2日またのでは、2025年2月2日またのでは、2025年2月2日またのでは、2025年2月2日またのでは、2025年2月2日またのでは、2025年2月2日またのでは、2025年2月2日またのでは、2025年2月2日またのでは、2025年2月2日またのでは、2025年2月2日またのでは、2025年2月2日またのでは、2025年2月2日またのでは、2025年2月2日またのでは、2025年2月2日またのでは、2025年2月2日またのでは、2025年2月2日またのでは、2025年2月2日またのでは、2025年2月2日またのでは、2025年2月2日またのでは、2025年2月2日またのでは、2025年2月2日またのでは、2025年2月2日またのでは、2025年2月2日またのでは、2025年2月2日またのでは、2025年2月2日またのでは、2025年2月2日またのでは、2025年2月2日またのでは、2025年2月2日またのでは、2025年2月2日またのでは、2025年2月2日またのでは、2025年2月2日またのでは、2025年2月2日またのでは、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりには、2025年2月2日またりにはのは ■商品の仕組み∶

■保険契約者

■保険期間

■申込締切日

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等:引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
●加入対象者:日本大学医学部同窓会 会員の先生

●被保険者

本館等が、保険料が、保険料が込力が等・引き来作で保険金額等が、保険料は率がクラウザでに記載しておりますので、と確認ください。 日本大学医学部同窓会 会員の先生 日本大学医学部同窓会 会員の先生方またはそのご家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族) (所得補償:新規加入の場合は、満20歳以上79歳以下(継続加入の場合は満89歳以下の方)で有職の方にかぎります。) (団体長期障害所得補償:新規加入の場合は、満20歳以上64歳以下(継続加入の場合も満64歳以下の方)で有職の方にかぎります。) 月払:2025年3月から毎月ご指定の金融機関口座から振替となります。(12回払) 下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の櫻鼈社までご送付ください。

●お支払方法

●お手続方法:

	ご加入対象者	お手続方法				
	新規加入者の皆さま	同封の「加入依頼書」·「告知書」·「預金口座口座振替依頼書」に必要事項をご記入 のうえ、ご提出いただきます。				
既加	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。				
入者の皆さ	ご加入プランを変更するなど前年と条件を 変更して継続加入を行う場合*1 (例:A型→A2型、 B型→B2型)	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」*2をご提出 いただきます。 *2 告知書は、保険金額の増額、対象期間の延長、支払対象外期間の短縮等、補償 を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。				
ま	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。				

※1「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含 みます。加入依頼書の修正方法等は櫻醫社までお問い合わせください。

■満期返れい金・契約者配当金:この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【所得補償保険】 保険金をお支払いする場合 お支払いする保険金の主な内容 ●次の事由によって被った身体障害(病気またはケガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。
① 放意または重大な過失 次の計算式によって算出した金額をお支払いします。 お支払いする保険金の額=保険金額(月額)(※1)× 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)(※2)の月数(※3) ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー 等の使用(治療を目的として医師が用 いた場合を除きます。) ④妊娠、出産、早産または流産 ⑤戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(*1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちう ち症」)、磨痛等で医学的他覚所見(*2) のないもの なの事中によって被ったケガによる就業不 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)(※2)= 就業ができない期間-支払対象外期間 (※1)加入依頼書等記載の保険金額(月額)をいい、就業不能1か月についての額と 加入版系書する最初の保険金額(万額)をいい、紀末下船が万についての観じ します。ただし、平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間 所得額となります。 所得報となります。
(※2)加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(6か月)が始まり、その対象期間内における就業不能の期間(日数)をいいます。
(※3)就業不能期間(保険金をお支払いする期間)が1か月に満たない場合または就業不能期間(保険金をお支払いする期間)に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。
(※1)対象期間(6か月)を終過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払

(注1)対象期間(6か月)を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払

(注2)原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。
(注3)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または2の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となっ た場合を除きます

た場合を除きます。
①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額③被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額③独保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額(注4)支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。
(注5)通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入(**)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。なお、初年度加入(**)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金が支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。
(※)本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。
(注6)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。

合にのみ保険金をお支払いします。

- 保険金をお支払いできない主な場合

- ●次に該当する就業不能に対しては、保険 金をお支払いしません。

により認められる異常所見をいいます。

- (*)補償内容が同様のご契約(*)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償特約の要否をご判断ください(**2)。 (※1)所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。 (※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

17

険 基 *

被保険者が、日本国内または国外

において、保険期 間中に身体障害

(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として

就業不能になっ た場合

その他ご注意いただきたいこと

●特定疾病等対象外特約について

に対する。 「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。 (注)「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。

./	/	ハヘー	ノヘルコヽ	コハココ	タイン コーコン	ハンコノン	レノロ			くうしい	· 🗠 —	2 011	() アダルエリ	こし、フ	12/1	~~ 1,11,1,1,0,	1
	補	償坎	象外	とす	る疾病	·症状	が発掘	気した	場合	につし	いては、	保険:	金をお	支払し	ハでき	ません。	

セットされる条件	償対象外とする疾病·症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 (注)例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の 疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間(継続契約においても 原則として同様です。)

<補償対象外とする疾病・症状の例>

	疾病群	補償対象外とする疾病·症状	
A群	胃・腸の疾病	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎	き など
B群	肝臓·胆のう·すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎	など
C群	腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石	など
D群	気管支·肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管症、肺炎、肺壊疽、自然気胸	支拡張など
E群	脳血管·循環器関係の疾病	脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心など、人エペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤	房細動 など
F群	腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靭帯骨化症	など
H群	眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症	など
l 群	ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます。)、不正出血	など

- ・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。 ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。 なお、保険期間の中途での削除はできません。
- ・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- - (※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険 所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所 得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対 して支払責任が同じである他の保険契約または共済 契約をいいます。

被保険者が加入している 公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の 平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	50%以下 *健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下

用語のご説明

用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である加入依頼書等記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。 (※)骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。)を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありません。
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院(**)していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治ゆされた後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。
就業不能期間 (保険金をお支払い する期間)	対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)をいいます。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)に4日を加えた日数をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
所 得	加入依頼書等記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
身体障害	傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害といいます。 (※)骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。)を含みます。
身体障害を 被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ①傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ②疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入依頼書等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して加入依頼書等記載の期間をいいます。
入 院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に 専念することをいいます。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に 置かれることをいいます。
平均月間所得額	支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【団体長期障害所得補償保険】 保険金をお支払いする場合 お支払いする保険金の主な内容 被保険者が被る損失に対して、支払対象外期間を超える就業障害である期間1か月につき次の計算式によって算出した額をお支払いします。 お支払いする保険金の額=保険金額(月額)×所得喪失率(※1) (※1)所得喪失率=(就業障害発生前の所得額-回復所得額₎ :就業障害発生前の所得額 (注1)就業障害である期間1か月について最高保険金支払月額(200万円)を限度とします。
(注2)保険金額(支払基礎所得額)が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を保険金の額を算出します。
(注3)保険金のお支払いする期間が1か月に満たない場合または保険金をお支払いする期間に1か月未満の端日数がある場合は、該当する月の日数で日割計算します。
(注4)補償の対象となる期間は、次の計算式によって算出します。 保険金をお支払いする期間(※)=就業障害である期間-支払対象外期間 (※)協定書に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(5年)が始まり、その対象期間内における就業障害である期間(日数)をいいます。
(注5)対象期間(5年)を経過した後の期間の就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。
(注6)原因または時が異なって被った身体障害により就業障害である期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。
(注7)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業障害となった場合を除きます。
①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 被保険者が、日本国 内または国外におい て、保険期間中に身 体障害(病気または ケガ)を被り、その直 接の結果として就業 障害になった場合

害となった場合を除きます。
①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額②被保険者が就業障害になった時のお支払条件により算出された保険金の額③を保険者が就業障害になった時のお支払条件により算出された保険金の額(注8)支払対象外期間を超える就業障害が終了した後、その就業障害の原因となった身体障害によって6か月以内に就業障害が再発した場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。ただし、就業障害とが終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と異なった就業障害とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。
(注)支払対象外期間および対象期間については、協定書に特別の規定がある場合は、協定書の規定に従うこととします。
(注9)精神障害補償特約による保険金のお支払いは、主契約の対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して2年を限度します。

保険金をお支払いできない主な場合

次の事由に起因する身体障害(病気またはケガ)による就業障害に対しては、保険金をお支払いしません。
① 故意または重大な過失

れる異常所見をいいます。

(注)団体長期障害所得補償保険を複数ご契約(注)された場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されま すが、いすれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断ください。 (※)他社のご契約を含みます。

その他ご注意いただきたいこと

<ご継続の場合も必ずご確認ください。>

●基本補償の保険金額の設定について
保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等からの給付額、高額療養費制度等の公的保険制度(*1)等も考慮のうえ設定してください。また、他の保険契約等(*2)にご加入の場合は、ご加入しただける金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。
(※1)公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームへ一ジ
被保険者が加入している
ご加入直前12か月における所得の

(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)

等をご確認ください。 (※2)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険 契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険 契約または共済契約をいいます。

	で加入値削 12か月にのける所得の 平均月間額に対する保険金額割合
食(例:個人事業主)	85%以下
例:給与所得者)	40%以下
合(例:公務員)	40%以下
	所が 原保険制度 食(例:個人事業主) 例:給与所得者) 合(例:公務員)

●特定疾病等対象外について

がながら、また、また、これでは、「特定疾病等対象外の条件」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外の条件」がセットされます。 (注)「特定疾病等対象外の条件」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。 補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 (注)例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の 疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間(継続契約においても 原則として同様です。)

<補償対象外とする疾病・症状の例>

	疾病群	補償対象外とする疾病・症状	
A群	胃·腸の疾病	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎	など
B群	肝臓·胆のう·すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎	など
C群	腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石	など
D群	気管支·肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管 症、肺炎、肺壊疽、自然気胸	支拡張 など
E群	脳血管·循環器関係の疾病	脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心がなど、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤	房細動 など
F群	腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靭帯骨化症	など
H群	眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症	など
群	ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます。)、不正出血	など

- ・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外の条件」を削除できることがあります。
 ただし、再告知時点における告知内容によりおう「受条件を決定するため、「特定疾病等対象外の条件」を削除できないこともあります。
 なお、保険期間の中途での削除はできません。
 ・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 ●被保険者が就業障害になった場合、被保険者には、所得の喪失の発生および拡大を防止するため業務復帰に努めていただきます。損保ジャパンは、被保険者が就業障害の状態になった場合は、ご契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰援助のために協議することがあります。損保ジャパンは、その協議の結果として被保険者の業務復帰のために有益な事用をおき払いします。
- の協議の結果として被保険者の業務復帰のために有益な費用をお支払いします。

	用語のご説明				
用語	用語の定義				
身体障害	傷害(傷害の原因となった事故を含みます。) および疾病をあわせて身体障害といいます。				
急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質入、吸収した場合に急激に生する中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒・ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となってのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかにい出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。					
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。				
身体障害を 被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ①傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ②疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。				
就業障害	(支払対象外期間中の就業障害の定義) 身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないこと。 (対象期間中の就業障害の定義) 身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪 失率が20%を超えていること。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合であっても就業障害とはいいません。				
所 得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。 ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。				
支払基礎所得額 保険金の算出の基礎となる所得の額をいい、被保険者の属する公的医療保険制度に応じて、平均月間所得額に対する一定割ていただきます。					
平均月間所得額	就業障害が開始した日の属する月の直前12か月間の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業障害が開始した日の属する月の直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。				
回復所得額	支払対象外期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。				
支払対象外期間	就業障害が開始した日から起算して、継続して就業障害である協定書記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。				
対象期間 支払対象外期間終了日の翌日から起算する協定書記載の期間をいい、損保ジャパンが保険金を支払う期間は、この期間をもって限度					

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

-リングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2.ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- ●加入依頼書·告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判 断を行ううえで重要な事項となります。
 - ご契約者または被保険者には、告知事項(*)について、事実を正確にご回答 いただく義務(告知義務)があります。
 - (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書·告知書 の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをい い、他の保険契約等に関する事項を含みます。
 - <告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★被保険者の職業または職務
- ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方(被保険者)がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知言にあるとしている場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知言にあると 病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のう え、ご回答ください。 ★他の保険契約等(*)の加入状況

- (※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険 積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の 全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約また は共済契約をいいます。
- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたこと にはなりません。
- *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なること を記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできな いことがあります。
- *損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ●ご加入初年度の保険期間の開始時(*)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた の場所が、現代の健康状態等について損保シャハフに苦知していただいた 内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約 が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時(※) からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開 始時(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生してい た場合は、ご契約が解除になることがあります。

 - ※/「床映金融の追録(特定疾病等別家)が同じます。)等補資で拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合 は、保険金をお支払いします。
- ●次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加
 - 入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。 ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に 取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫に
- よって損保がれていた契約した場合 など よって損保がいただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。 ●告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。 ●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。 ●継続加入の場合において、保険金額の増額(特定疾病等対象外の削除を含みます。)等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について生物していたが、必要があります。また て告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、 解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- ●ご加入初年度の保険期間の開始時(*1)より前に発病(*2)した疾病・発生した 事故による傷害を原因とする就業不能(保険金の支払事由)または就業障害 事故による傷害を原因と9の私来不能(1年映本の又払事由)よんは私来ドロ (保険金の支払事由)に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日を含めて1年を経過した後に就業不能(保険金の支払事由)または就業障害(保険金の支払事由)が生じた場合は、その就業不能(に 険金の支払事由)または就業障害(保険金の支払事由)についてはお支払い の対象となる場合があります
 - (※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。(※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因とし
- て医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要 な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。 (注)特別な条件付き(「特定疾病等対象外の条件」をセット)でご加入いただ
- いている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群について は、全保険期間補償対象外となります。

3.ご加入後における留意事項(通知義務等)

- ●加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(職業または職務をや められた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代
- 理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる 場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料の お支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。 ・変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがありま
- す。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わ
- ●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被 保険者は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ●直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合 は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の 見直しについてご相談ください。
- ●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- ●次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
 - ①他の身体障害(病気またはケガ)の影響等があった場合
 - ②職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがな かった場合
 ③加入依頼書等に記入された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが
 - 必要となる場合
 - ④他の保険契約等がある場合

<被保険者による解除請求 (被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除 することを求めることができます。

- お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ
- ●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りする てとや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。 <重大事由による解除等>

保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険 者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると 認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできな いことがあります。

4.責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

*中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日午前0時 (20日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと (注意喚起情報のご説明)(続き)

5.事故がおきた場合の取扱い

- ●保険金支払事由に該当した場合(就業不能または就業障害が発生した場合等)は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。保険 金支払事由に該当した日(就業不能期間または就業障害期間が開始した日 等)からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。 ■保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求
- めるものを提出してください。

0_	めるしりを提出して、たとい。					
	必要となる書類	必要書類の例				
1	保険金請求書および保険金請 求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、 委任状、代理請求申請書、住民票 など				
2	事故日時·事故原因および事 故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能または就業 障害状況報告書、事故証明書 など				
3	身体障害の内容、就業不能または就業障害の状況および程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲等が確認できる書類	死亡診断書(写)、死体検案書(写)、 診断書、診療報酬明細書、入院通院申 告書、治療費領収書、診察券(写)、運転 免許証(写)、レントゲン(写)、所得を 証明する書類、休業損害証明書、源泉 徴収票、災害補償規定、補償金受領書、 公的給付控除対象となる額を証明する 書類				
4	公の機関や関係先等への調 査のために必要な書類	同意書など				
(5)	損保ジャパンが支払うべき保険 金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など				

- (注1)就業不能期間または就業障害期間が1か月以上継続する場合は、お 申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。 その場合、上記の書類のほか、就業不能または就業障害が継続していることを証明する書類を提出してください。 (注2)身体障害の内容ならびに就業不能または就業障害の状況および程度
- 等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (注3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損 保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求でき ることがあります。
- ●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を 含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な 事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確
- 食等か不可欠な場合は、損保シャパンは確認か必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
 ●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
 ●保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師(被保険者が医師の根令に対すると呼ばればないます。
- 場合は被保険者以外の医師)の治療を受けている必要があります。

【所得補償保険】

●保険金をお支払いする事故がおきた場合、お支払いの内容等により、継続加入の条件を制限することがあります。また、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入をお断りすることがあります。

【団体長期障害所得補償保険】

●保険金をお支払いする就業障害が発生した場合、お支払いの内容等に より、継続加入をお断りすることや、継続加入の条件を制限することがあ ります。

6.保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いで きない主な場合】をご確認ください。

7.中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱 退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に 相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返 れい金のお支払いはありません。

●ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業 不能または就業障害の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を 得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できな くなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分につい てご契約は効力を失います。

8.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産 の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご 契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れ い金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。 この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会 社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9.個人情報の取扱いについて

- ○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供し ます
- ○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損 保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等 (外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契 約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業 務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情 報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/) をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせくだ 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のう

え、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入い ただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、 再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1.保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- □補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- □保険金額
- □保険期間
- □保険料、保険料払込方法
- □満期返れい金・契約者配当金がないこと

2.ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)。

- □被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- □パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- □以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からで も補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認 いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【所得補償保険にご加入になる方のみご確認ください】

- □職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。 被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。
- □所得補償保険における基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、 「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

【団体長期障害所得補償保険にご加入になる方のみご確認ください】

□保険金額(支払基礎所得額)は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に 記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

3.お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

□特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、 「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

白衣を着ながら激務をこなす、 それが医師。 自らの健康に対する備えはどうでしょう。



ケガも病気も、 からだの安心をトータルパッケージ。

- ●入院1日目から補償します。
- ●病気入院の場合、1入院は180日限度、通算では1.000日までの安心を補償します。
- ●ケガで通院の場合は、初日からお支払いの対象となります。(1事故につき90日限度) (病気の場合は、継続して4日を超えて入院された後の退院後の通院がお支払いの対象となります。) (病気の場合は、1回の通院責任期間につき90日限度)
- ●加入手続きは簡単!告知のみで医師の診査は不要です。 (告知内容・過去の病歴等により、ご加入をお断りする場合があります。)

補償内容(保険金額)と保険料

<保険期間1年 団体割引15%適用 精神障害補償特約セット 手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット>

補償内容(病気・ケガ)	A型	B型	C型
入院保険金	1日につき10,000円	1日につき10,000円	1日につき5,000円
通院保険金(注)	1日につき5,000円	なし	なし
手術保険金	入院保険金日額の4	10倍(重大手術)·20倍(入	院時)·5倍(外来時)
入院一時金	30万円	30万円	10万円
退院一時金		5万円	
満年齢 (保険始期時点 2025年3月1日の満年齢によります。)	月払 保険料(円)		
~24歳	2,820	1,600	860
25~29歳	3,100	1,870	980
30~34歳	3,410	2,180	1,140
35~39歳	3,570	2,300	1,210
40~44歳	3,730	2,430	1,280
45~49歳	4,200	2,890	1,500
50~54歳	4,970	3,600	1,880
55~59歳	6,520	4,950	2,570
60~64歳	8,270	6,550	3,380
65~69歳	11,280	9,340	4,800

(注)病気による通院は退院後の通院にかぎります。

※新規加入は補償開始日の満年齢が69歳以下の方が対象です。

以降、毎年補償開始日の年齢が79歳以下の方まで更新(継続)加入が可能です。以下は継続加入時の保険料です。

満年齢	A型	B型	C型
70~74歳(継続加入時のみ)	15,800	13,640	6,980
75~79歳(継続加入時のみ)	20,670	18,120	9,260

- 保険料について
 ①年齢は保険始期日時点の満年齢となります。 ②中途加入の場合は、中途加入日時点での満年齢となります。
 ③ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は更新時の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。
 ④保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。
 ※お支払いいただいた保険料のうち医療に関する補償部分については介護医療保険料控除の対象となります。ただし、傷害入院一時金支払特約、傷害退院一時金支払特約保険料は除きます。(2024年8月現在)
 ※団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

告知の大切さについてのご説明

- ○告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
 - ※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- ○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
- ※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明) |を必ずお読みください。

入院1日あたりの平均自己負担額は平均約20,700半!



- (注1)左記金額は、過去5年間に入院した人の自己負担費用の平均値。(高額療養費制度(※)を 利用した人、利用しなかった人(高額療養費制度の適用外など)も含みます。)
- (※)高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。治療費·食事代·差額ベッド代に加え、交 通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品費などを含みます。

生命保険文化センター「2022(令和4)年度 生活保障に関する調査 |

(注2)高額療養費制度の詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/dl/100714a.pdf)

1人あたりの平均入院日数は平均約 32.3 📘 🛚



平均の負担額と入院日数によると…

20,700円×32.3日=約668,610円 突然の高額出費で家計が大変なことに…。 がん・・ その怖さも、治癒の可能性も、 最も良く知る立場にいる者として。



がん診断から入院・通院までの 安心治療を徹底補償。

- ●がんで入院された場合、初日から日数無制限に回数に関係なく補償します。
- ●がんで通院の場合は、継続して4日を超えて入院後の通院がお支払いの対象となります。 (一回の通院責任期間につき45日限度)
- ●「白血病」や「上皮内がん」なども幅広くお支払いの対象となります。
- ●入院中にかかった様々な雑費をご契約の日額を限度としてお支払いします。
- ●加入手続きは簡単! 告知のみで医師の診査は不要です。 (告知内容・過去の病歴等により、ご加入をお断りする場合があります。)

補償内容(保険金額)と保険料

<保険期間1年 団体割引15%適用 手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット>

補償内容	1型	2型	3型	
がん診断保険金	300万円	100万円	50万円	
がん入院保険金	1日につき15,000円	1日につき10,000円	1日につき 5,000円	
がん通院保険金	1日につき10,000円	1日につき 5,000円	1日につき 3,000円	
がん手術保険金	がん入院保険金日額の	D40倍(重大手術)·20倍(入院時)·5倍(外来時)	
がん退院一時金	15万円	10万円	5万円	
がん入院諸費用保険金	1日につき1万円限度	1日につき1万円限度	1日につき1万円限度	
満年齢 (保険始期時点 2025年3月1日の満年齢によります。)	一時払保険料(円) (月払保険料ではありませんので、ご注意ください。)			
~24歳	3,680	1,660	940	
25~29歳	3,980	1,940	1,200	
30~34歳	7,910	3,800	2,320	
35~39歳	11,760	5,590	3,410	
40~44歳	16,810	8,260	5,050	
45~49歳	32,590	15,630	9,360	
50~54歳	52,240	24,560	14,280	
55~59歳	72,130	33,360	18,700	
60~64歳	97,990	45,450	25,040	
65~69歳	147,190	68,190	37,610	

※新規加入は補償開始日の満年齢が69歳以下の方が対象です。

以降、毎年補償開始日の年齢が79歳以下の方まで更新(継続)加入が可能です。以下は継続加入時の保険料です。

満年齢	1型	2型	3型
70~74歳(継続加入時のみ)	180,690	83,510	45,330
75~79歳(継続加入時のみ)	211,330	99,240	55,300

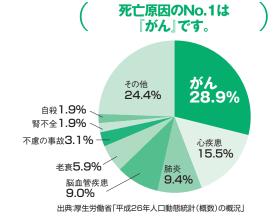
保険料について

- ①年齢は保険始期日時点の満年齢となります。 ②中途加入の場合は、中途加入日時点での満年齢となります。
- ③ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は更新時の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。 ④保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。

- ※お支払いいただいた保険料のうち医療に関する補償部分については介護医療保険料控除の対象となります。(2024年8月現在) ※団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。 また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

告知の大切さについてのご説明

- ○告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
- ※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- ○告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
 - ※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。



『がん』発症は、働き盛りの皆さま にとって、身近なリスクです!

現役世代ではおよそ10人に1人が、退職後も含めると およそ2人に1人ががんを発症しています。

	~39歳	~49歳	~59歳	~69歳	~79歳	生涯
男性	0.9%	2.4%	7.5%	20.1%	39.6%	60.0%
女性	1.8%	5.2%	10.3%	17.6%	27.5%	44.9%

出典:公益財団法人がん研究振興財団「がんの統計、14」(平成26年度)

最近では 早期発見で『がん』は

治る時代!!

ですが ……

がんの5年生存率

男性……55.4%

女性……62.9%

長期に渡る治療で 出費は継続しますので 準備が必要です!

出典:公益財団法人がん研究振興財団「がんの統計、14」(平成26年度)

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

<入院補償プラン・がん補償プラン>のあらまし(契約概要のご説明)

■商品の仕組み: <入院補償プラン・がん補償プラン>この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約、傷害保険特約、

がん保険特約等をセットしたものです。

■保険契約者 : 日本大学医学部同窓会

■保険期間 : 2025年3月1日午後4時から1年間となります。

■申込締切日 : 2025年2月3日まで

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等:引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者:日本大学医学部同窓会 会員の先生

●被保険者 : <入院補償プラン·がん補償プラン>日本大学医学部同窓会 会員の先生またはそのご家族(配偶者·子供·両親·兄弟姉妹および同居

の親族)を被保険者としてご加入いただけます。

(新規加入の場合、満69歳(継続加入の場合は満79歳)までの方が対象となります。)

●お支払方法: <入院補償プラン>2025年3月から毎月ご指定の金融機関口座から振替となります。(12回払)

<がん補償プラン>2025年3月にご指定の金融機関口座から振替となります。(一時払)

●お手続方法:下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の櫻醫社までご送付ください。

ご加入対象者		お手続方法
新規加入者の皆さま		同封の「加入依頼書」・「告知書」・「預金口座口座振替依頼書」に必要事項をご記入 のうえ、ご提出いただきます。
既 前年と同等条件のプラン(送付した加え 書に打ち出しのプラン)で継続加入を行		書類のご提出は不要です。
入者の皆さ	ご加入プランを変更するなど前年と条件を 変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」※をご提出いただきます。 ※告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
ま	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。

●中途加入 : 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日午前0時 (20日過ぎの受付分は翌々月1日)から2026年3月1日午後4時までとなります。

保険料につきましては、月払の場合は中途加入の保険期間開始日の当月から毎月ご指定の金融機関口座から振替となります。一時払の場合はご指定の金融機関口座から振替となります。

●中途脱退 :この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の櫻醫社までご連絡ください。

●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。 また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■満期返れい金·契約者配当金:この保険には、満期返れい金·契約者配当金はありません。

<入院補償ブラン・がん補償ブラン>補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【疾病保険特約】

27

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、退院後に 通院された場合等に保険金をお支払いします。

	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	Γ
	疾病入院 保険金	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 疾病入院保険金の額=疾病入院保険金日額×入院した日数	
		NOT NOT THE PART OF THE PART O	-
		以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 (1)保険期間中に疾病を被り、かつその疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術(*1)を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。なお、手術の種類によっては、回数などの制限があります。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術(*2) ③放射線治療に該当する診療行為 手術(重大手術(*3)以外)	
		 → (入院中に受けた手術の場合>疾病手術保険金の額=疾病入院保険金日額×20(倍) 〈外来で受けた手術の場合>疾病手術保険金の額=疾病入院保険金日額×5(倍) 重大手術(*3) 疾病手術保険金の額=疾病入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 	
疾病	疾病手術 保険金	(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の資定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) など(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④四肢切断術(手指・足指を除きます。) ⑤育飾(せきずい)腫摘出術	

⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。

保険金をお支払いできない主な場合

①故意または重大な過失

- ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(*1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの
- ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ④無資格運転、酒気を帯びた状態での 運転による事故
- (5) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)
- ⑥傷害
- ①妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等(*2)の支払いの対象となる場合を除きます。
- ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(*3)のないもの
- ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神 障害

など

- (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。
- (※2)「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。
- (※3)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

<入院補償プラン・がん補償プラン>補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き) 保険金の種類 保険金をお支払いする主な場合 保険金をお支払いできない主な場合 (2)骨髄幹細胞採取手術(*1)(*2)を受けた場合は、保険期間中に確認検査(*3)を受けた時を 疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。 (※1)組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保 険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、 ①故意または重大な過失 骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行 (※2)ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場 為(*1)を除きます。)、核燃料物質等に 合にお支払いの対象となります。 よるもの (※3)「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するた ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 めの検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での の検査を除きます。 運転による事故 疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シン 払いする回数·保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。 ナー等の使用(治療を目的として医師 (1)時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいず が用いた場合を除きます。) れか1つの手術についてのみお支払いします。 ⑥傷害 疾病手術 (2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、そ ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療 保険金 れらの手術が一連の手術(※1)に該当するときは、同一手術期間(※2)に受けた一連の手術 養の給付 (等(※2)の支払いの対象とな (※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支 る場合を除きます。 払いします。 ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち (※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連 症」)、腰痛等で医学的他覚所見(*3)のな の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定 いもの められている手術をいいます。 ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神 (※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて 障害 60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直 前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間 瘬 (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的も を新たな同一手術期間とします。 しくは宗教·思想的な主義·主張を (3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定され 有する団体・個人またはこれと連帯 るものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についての するものがその主義・主張に関して みお支払いします。 行う暴力的行為をいいます。以下 (4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限 同様とします。 度とします。 (※2)「療養の給付」等とは、公的医療保 険制度を定める法令に規定された 保険期間中に疾病を被り、継続して4日を超えて入院し、退院後の通院責任期間に通院した場合、 「療養の給付」に要する費用ならび 1回の通院責任期間につき90日を限度として、通院した日数に対し、通院1日につき疾病退院後通 に「療養費」、「家族療養費」、「保険 院保険金日額をお支払いします。ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を 疾病退院後 外併用療養費」、「入院時食事療養 含めて1,000日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。 通院保険金 費」、「移送費」および「家族移送費」 また、疾病入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、疾病退院後通院保険金をお をいいます。 支払いしません。 (※3) 医学的他覚所見」とは、理学的検 疾病退院後通院保険金の額=疾病退院後通院保険金日額×通院した日数 查、神経学的検査、臨床検査、画像 検査等により認められる異常所見 をいいます。以下同様とします。 疾病入院 保険期間中に疾病を被り、継続して180日を超えて入院した場合、疾病入院一時金保険金額 一時余 をお支払いします(1回の入院について1回かぎりとなります。)。 保険期間中に疾病を被り、継続して20日を超えて入院し、最初の入院の開始日からそ 疾病退院 の日を含めて1.000日以内に生存している状態で退院した場合、疾病退院一時金保険 一時金 金額をお支払いします(1回の入院について1回かぎりとなります。)。

- (注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。
 - ①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額
 - ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

<入院補償プラン・がん補償プラン>補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

【傷害保険特約】

被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によるケガで、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、通院された場合等に保険金をお支払いします。

1	呆険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	傷害入院 保険金	保険期間中に生じた事故によるケガで入院した場合、1事故につき180日を限度として、入院 した日数に対し、入院1日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。 傷害入院保険金の額=傷害入院保険金日額 × 入院した日数	
		保険期間中に生じた事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、傷害手術保険金をお支払いします。なお、1事故に基づくケガに対して時期を同じくして、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、傷害手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されいる手術(*1) ②先進医療に該する手術(*2)	①故意または重大な過失
		手術(重大手術(*3)以外) <入院中に受けた手術の場合>傷害手術保険金の額=傷害入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合>傷害手術保険金の額=傷害入院保険金日額×5(倍) 重大手術(*3)	②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの。 ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為
	傷害手術 保険金	傷害手術保険金の額=傷害入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。	④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転が
傷害	体快並	(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復 術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部また は必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を 除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9 年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。	できないおそれがある状態での運転による事故 (こよる事故 (⑤脳疾患、疾病または心神喪失 (⑥妊娠、出産、早産または流産 (⑦外科的手術その他の医療処置 (⑧地震、噴火またはこれらによる津波 (⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの (⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航
		保険期間中に生じた事故によるケガで通院した場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院に対し、1事故につき90日を限度として、通院1日につき傷害通院保険金日額をお支払いします。ただし、傷害入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、傷害通院保険金をお支払いしません。	空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 (1)自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものお
		傷害通院保険金の額=傷害通院保険金日額×通院した日数	よび練習を含みます。)の間の事故
	傷害通院 保険金	 (注1)通院しない場合で、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた脊柱、肋骨、長管骨等の部位を固定するために医師の指示によりギプス等(**)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギブス、ギブスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)傷害通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して傷害通院保険金をお支払いしません。 	など
	傷害入院 一時金	保険期間中に生じた事故によるケガでの入院が、継続して180日を超えた場合、傷害入院一時金保険金額をお支払いします(1事故について1回かぎりとなります。)。	
	傷害退院 一時金	保険期間中に生じた事故によるケガで、継続して20日を超えて入院し、生存している状態で退院 した場合、傷害退院一時金保険金額をお支払いします(1事故について1回かぎりとなります。)。	

【がん保険特約】

被保険者が保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けた場合、入院前後に通院された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合	
がん診断保険金	保険期間中に初めてがんと診断確定された場合、またはがんと診断確定されその治療を直接の目的として入院を開始された場合、がん診断保険金額をお支払いします。なお、2回目以降のがん診断保険金のお支払いは、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。) ③核燃料物質(使用済燃料を	
がん入院保険金	保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合、入院した日数に対し、入院1日につきがん入院保険金日額をお支払いします。		
	がん入院保険金の額=がん入院保険金日額×入院した日数	た物(原子核分裂生成物を	
がん手術保険金	保険期間中にがんと診断確定され、がんの治療のために病院または診療所において以下①から③までのいずれかの手術(*1)を受けた場合、がん手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術②先進医療に該当する手術(*2) ③放射線治療に該当する診療行為	含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性 ④上記以外の放射線照射または放射能汚染 ⑤がん以外での入院、手術、	
一	手術(重大手術(*3)以外) <入院中に受けた手術の場合>がん手術保険金の額=がん入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合>がん手術保険金の額=がん入院保険金日額×5(倍)	通院 など	

<入院補償プラン・がん補償プラン>補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類 保険金をお支払いする主な場合 保険金をお支払いできない主な場合 重大手術(*3) がん手術保険金の額=がん入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術およ び授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のた めの手術 など (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、 摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①悪性新生物に対する開頭手術(穿頭術を含みます。) ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③悪性新生物に対する四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④脊髄(せきずい)腫(悪性)摘出術 ⑤悪性新生物の治療を直接の目的として日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵(すい)臓・腎(じん)臓(そ れぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9 年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。 がん がん手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険 手術保険金 金の額に以下(1)から(5)までの制限があります。 (1)時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術につ いてのみお支払いします。 (2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連 の手術(*1)に該当するときは、同一手術期間(*2)に受けた一連の手術(*1)については、がん手術保険金の額 の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①故意または重大な過失 (※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続 ②戦争、外国の武力行使、暴 して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 動(テロ行為を除きます。) (※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいま ③核燃料物質(使用済燃料を す。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその 含みます。)もしくは核燃 手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 料物質によって汚染され (3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定め られている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 た物(原子核分裂生成物を (4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。 含みます。)の放射性、爆発 (5)乳房再建術については、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の手術料算定対象として列挙され 性その他の有害な特性 ている診療行為に該当しない場合であっても、がん手術保険金をお支払いします。ただし、その場合は、1回 ④上記以外の放射線照射ま の入院につき1乳房に対して1回のお支払いを限度とします。 たは放射能汚染 ⑤がん以外での入院、手術、 保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として継続して4日を超えて入院し、その入院前後の通院 通院 責任期間に、がんの治療を直接の目的として通院された場合、通院した日数に対し、通院1日につきがん通院保 など がん 険金日額をお支払いします。ただし、1回の通院責任期間につき通院支払限度日数は45日とします。また、がん 入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、がん通院保険金をお支払いしません。 通院保険金 がん通院保険金の額=がん通院保険金日額×通院した日数 保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として継続して20日を超えて入院した後、生存している状 がん 態で退院した場合、がん退院一時金保険金額をお支払いします。ただし、保険金が支払われることとなった最後 退院一時金 の入院の退院日からその日を含めて30日に満たない日に開始した入院による退院については、保険金をお支 払いしません。 がん入院保険金が支払われる場合で、被保険者が日本国内での入院により次の費用を負担したことによって被 った損害に対して、保険金をお支払いします。 ①差額ベッド代 ②所定の状態に該当し、かつ医師が付添を必要と認めた期間の親族付添費用(2023年10月現在、1日につ き4,100円となります。また、1日につき1名分にかぎります。) ③(医師が付添を認めた期間中、または家事従業者である被保険者が入院している期間中の)ホームヘルパー がん 雇入費用(1日につき1名分にかぎります。) 入院諸費用 ④入院·医師が必要と認めた転院·退院のための交通費 保険金(※) ⑤入院時の食事療養および生活療養のうち食事の提供に要する費用(一部負担金として負担する額等を除き ます。) (注1)公的医療保険制度等の療養の給付·労働者災害補償制度で給付の対象となる費用を除きます。 (注2) 第三者からの損害賠償金、被保険者が被った損害を補償するために行われたその他の給付がある場合 は、その額を差し引くものとします。 (注3)1回の入院につき、「支払限度基礎日額」×「がん入院保険金の支払日数」を限度とします。 (注)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。

- ①このご契約のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者ががんと診断確定された時のご契約のお支払条件により算出された保険金の額
- (※)補償内容が同様のご契約(*1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(*2)。
- (※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
- (※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

●特定疾病等対象外特約について
「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
(注)「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。
補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

セットされる条件 償対象外とする疾病・症状		補償対象外期間	
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 (注)例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の 疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間(継続契約においても 原則として同様です。)	

<補償対象外とする疾病・症状の例>

	疾病群	補償対象外とする疾病・症状	
A群	胃·腸の疾病	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎	き など
B群	肝臓·胆のう·すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎	など
C群	腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石	など
D群	気管支·肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管症、肺炎、肺壊疽、自然気胸	支拡張など
E群	脳血管·循環器関係の疾病	脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤	房細動など
F群	腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靭帯骨化症	など
H群	眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症	など
I群	ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます。)、不正出血	など

- ・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。なお、保険期間の中途での削除はできません。
 ・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。
 公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

用語のご説明

用語	用語の定義
がん	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。
がんと診断確定 された時	医師または歯科医師(*)が、病理組織学的所見(剖検や生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線や内視鏡等)、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによってがんと診断確定した時をいいます。 (※)被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等 のためのものは含みません。
通院責任期間 (がん)	入院の開始日の前日からその日を含めて60日前の日に始まり、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した日に終わる期間をいいます。
通院責任期間 (疾病)	1回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に終わる期間をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。
1回の入院 (疾病)	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(**)。 ただし、血液照射を除きます。 ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※)歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
乳房再建術 (がん)	がんの治療を直接の目的とした乳房の切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁(*)または人工物を用いて正常に近い形態に戻すことを目的とする手術をいいます。乳頭または乳輪を対象とする手術は、乳房再建術には含みません。 (※) 皮膚弁 皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含みません。

など

1.クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2.ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ●ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- ●加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ●ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
- (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書·告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方(被保険者)がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。

- ★他の保険契約等(※)の加入状況
- (※)「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- *損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ●ご加入初年度の保険期間の開始時(**)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時(**)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時(**)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
 - (※)保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- ●「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。 ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- ●次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。 ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合

●告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。

●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。

●継続加入の場合において、保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

【疾病保険特約·傷害保険特約】

- ●ご加入初年度の保険期間の開始時(*1)より前に発病(*2)した疾病・発生した事故による傷害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(*1)より前に発病(*2)した疾病・発生した事故による傷害であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時(*1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
- (注1)特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。
- (注2)がん保険特約、がん診断保険金支払特約については、ご加入初年度の保険期間の開始時(*1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合も保険金をお支払いできません。
- (※1) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
- (※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

【がん保険特約】

- ●ご加入初年度の保険期間の開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、被保険者(保険の対象となる方)がその事実を知っているまたは知らないとにかかわらず、がん保険特約・がん診断保険金支払特約は無効(これらの特約のすべての効力が、ご加入時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。)となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでにお支払いいただいた保険料を返還しません。 ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて5年が経過し、その期間内に被保険者ががんと診断確定されなかった場合は、この「無効」の規定を適用しません。
- (注)ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱いは、対象となる特約・がんと診断確定された日の 関係等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ●がんと診断確定された時が、ご加入初年度の保険期間の開始日より前である場合は、保険金をお支払いできません。
 - (注)ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱いは、対象となる特約・がんと診断確定された日の関係等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ●一部の疾病群について保険金お支払いの対象外とする条件(特定疾病等対象外特約をセット)でのご加入の場合、その疾病群およびその疾病群を原因とするがんについては保険金をお支払いできません。

3.ご加入後における留意事項

- ●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- <被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。 あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

- ●保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- <他の身体障害または疾病の影響>
- ●保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いする病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

<入院補償プラン・がん補償プラン> ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

4.責任開始期

- ●保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。
 - *中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日午前0時(20日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。
- ●がん保険特約、がん診断保険金支払特約において、ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱いは、対象となる特約等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

5.事故がおきた場合の取扱い

- ●保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日(疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日)、がんと診断確定された日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- ●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
1	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
2	事故日時·事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
3	傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の 程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費 領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害 証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業 状況を示す帳簿(写) ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費 用領収書、祝賀会費用領収書
4	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
(5)	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書
6	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
7	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など

- (※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
- (注1)保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- ●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャバン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

【疾病保険特約】

●初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合は、満期時にご継続をお断りすることがあります。

6.保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7.中途脱退と中途脱退時の返れい金等

【月払】

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間) に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

【一時払】

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間(保険期間のうちいまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

8.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきで契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金·解約返れい金等の9割までが補償されます。

9.個人情報の取扱いについて

- ○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- ○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

34

<入院補償プラン・がん補償プラン> 【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。 お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。
1.保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。
□補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
□保険金額
□保険期間
□保険料、保険料払込方法
□満期返れい金·契約者配当金がないこと
2.ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。
以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。 内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)。 もう一度 ご確認ください。
□被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
□パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。 □以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。
【補償重複についての注意事項】 補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。
3.お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。
□特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

ケガや事故への備えだけでなく、 あなたやお子さまが法的トラブルに 巻き込まれた時の備えも



日常生活におけるケガや賠償事故への備えだけでなく、法的トラブルに巻き込まれた場合の弁護士費用も補償します。

- ●死亡保険金·後遺障害保険金は事故の発生日から180日以内に死亡・後遺障害となった場合にお支払いします。
- ●ケガによる入院は1日目から補償します。(1,000日限度)
- ●ケガで通院の場合は、初日からお支払いの対象となります。(1事故につき90日限度)
- ●法的トラブルが発生した場合、弁護士費用をお支払いします。

【傷害総合保険にご加入の皆さまへ】

2025年1月1日以降に保険期間が開始するご契約について、個人賠償責任補償特約の補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

補償内容(保険金額)と保険料

<保険期間1年 職種級別A級 団体割引15% 天災危険補償特約 弁護士費用総合補償特約セット傷害総合保険>

補償内容	A型	B型	C型	D型	E型
死亡·後遺障害保険金額	10,420万円	7,660万円	3,545万円	2,140万円	1,695万円
入院保険金日額	27,000円	20,000円	18,000円	15,000円	8,000円
手術保険金	入院中の手	術:入院保険金日額	質の10倍 外来の	手術:入院保険金E	日額の5倍
通院保険金日額	15,000円	13,000円	12,000円	10,000円	5,000円
個人賠償責任補償	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円
携行品損害補償 (自己負担額:1事故3,000円)	20万円限度	20万円限度	20万円限度	20万円限度	20万円限度
弁護士費用 (自己負担割合:10%)	通算200万円限度	通算200万円限度	通算200万円限度	通算200万円限度	通算200万円限度
法律相談·書類作成費用 (自己負担額:1,000円)	通算10万円限度	通算10万円限度	通算10万円限度	通算10万円限度	通算10万円限度
月払保険料	19,000円	15,000円	10,000円	7,500円	5,000円

※A型·B型では、地震・噴火またはこれらによる津波による死亡・後遺障害の保険金額は、5.000万円が限度となります。

日本国内・国外を問わず、急激な外来の事故によりケガをされた場合等には

死亡保険金•後遺障害保険金

事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡さ れたり後遺障害が生じた場合にお支払いします(死亡の場 合は死亡・後遺障害保険金額の全額、後遺障害の場合はそ の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%を お支払いします。)。

通院保険金

●通院1日目から補償

事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内に通院 し医師の治療を受けた場合、通院1日につき通院保険金日 額をお支払いします。(90日限度)

ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対 しては、通院保険金をお支払いしません。

日常生活の思わぬ賠償事故には

個人賠償責任補償

示談交渉サービス付 (日本国内のみ)

日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせ たり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことな どにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上 の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。 免責金額(自己負担額)はありません。

※被保険者(保険の対象となる方)は以下のとおりとなります。
①被保険者本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子
⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者 を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、そ の責任無能力者に関する事故にかぎります。

法的トラブルに巻き込まれたら

弁護士費用補償

歩行中、自転車に追突されてケガをした。学校でお子さまが いじめにあった。借地・借家でのトラブル。遺産相続問題。離 婚調停等、身の回りで起こりうる様々な法的トラブルによる 弁護士費用を補償します。

入院保険金

手術保険金

ます。

●入院1日目から補償

額をお支払いします。(1,000日限度)

偶然な事故により、被保険者(保険の対象となる方)の居住 する住宅外で被保険者所有の身の回り品に損害が生じた場 合に保険金をお支払いします。

事故により入院された場合、入院1日につき入院保険金日

事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象であ

る手術を受けた場合、入院中に受けた手術は入院保険金日

額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍を お支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎり

免責金額(自己負担額)は1事故につき3,000円です。

ご注意

お支払いする保険金の額は保険期間を通じて携行 品損害補償特約の保険金額が限度となります。 乗車券等、通過、小切手、印紙または切手について は合計5万円が限度となります。

携行品損害補償

以下の2つの保険金でしっかりサポートします。

弁護士費用保険金 自己負担割合は10%

法律相談·書類作成費用保険金 自己負担額は1,000円

※日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

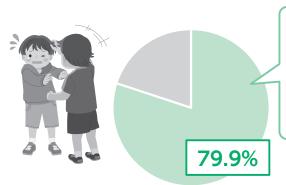
)私たちのちからになってくれるものがあ ったら…

も

あなたの日常にも潜んでいます! 現代社会を取り巻くさまざまなトラブル

こどものいじめ

いじめを認知した学校数の割合



全学校数のうち約 8割がいじめを認 知しています! また、1校当たりの 認知件数は16.8 件に上ります! こどもがいじめにあい、 登校拒否の状態になった

相手方の対応が悪く、 誠実な対応を してくれない

> 相手の親と うまく話せるか 不安…



いじめを認知した学校数

出典: 令和3年文部科学省初等中等教育局児童生徒課 「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導トの諸課題に関する調査」

SNS被害

SNSに起因するトラブルの推移 SNSに起因する (件数) トラブルは 2,500 6年連続1500件 を超えています。 2.000 1,500 1,000 500 H29 H30 R1 R2 R3 R4 (年度) SNSに起因する事犯の被害児童数

出典:警察庁「令和4年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害状況」

こどもがSNS上でいわれ もない誹謗中傷にあい、 精神的苦痛を受けた



他にも…

37

自転車との衝突による被害

通り魔被害

インターネット通販詐欺

痴漢被害

など

さまざまなトラブルが潜む中… 法的トラブルについてはこのような声があります

あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などで法的トラブルが 起こったことはありますか?

実は、私たちの身の回りでは、 さまざまなトラブルが起きています。

「ある」と答えた方 約6.5人に1人

出典: 平成21年 内閣府大臣官房政府広報室 「総合法律支援に関する世論調査」

(注) 「ある」 と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護のちから」 では補償対象とならないトラブル (多重債務、 医療事故など) も含まれています。

万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、

専門家である「弁護士」に相談できたら安心です。 でも…

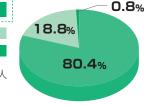
法的トラブルにあったときに相談できる弁護士がいますか?

「身近に相談できる弁護士がいない」 という方が多いのが現状です。

出典: 平成21年 内閣府大臣官房政府広報室 「総合法律支援に関する世論調査」をもとに 損保ジャパン日本興亜にて作成

相談できる弁護士がいない 80.4% 相談できる弁護士がいる 18.8% わからない 0.8%

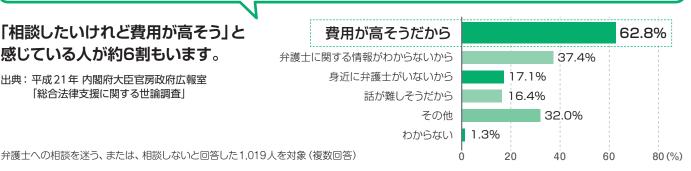
全国の20歳以上3.000人のうち有効回答数 1.684人



弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何ですか?

「相談したいけれど費用が高そう」と 感じている人が約6割もいます。

出典: 平成21年 内閣府大臣官房政府広報室 「総合法律支援に関する世論調査」



みなさまの声にお応えして、

弁護のち

あなたの(

になります!



次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者



次の①~③の法的トラブルについては、 被保険者ご本人だけでなく、 お子さま(※1)が遭遇された トラブルについても対象となります。

①人格権侵害(※2)

弁護士費用補償

- ●こどもがいじめにあい、登校 拒否の状態になった。
- ●昔の交際相手からストーカー 行為をされている。
- ●ソーシャルネットワーキング サービス (SNS) 上でいわれ もない誹謗中傷にあい、精神 的苦痛を受けた。
- ●電車で痴漢被害を受けた。



②被害事故

- ●路上歩行中に他人が運転す る自転車に追突され、ケガを
- ●インターネット通販の会社か ら、本物といつわられて、偽 物のブランド品を売りつけら れた。



③借地·借家

- ●賃貸期間中に賃貸マンション の家主から正当な理由もな く立ち退きを迫られた。
- ●アパートの雨漏りにより家具 にカビが生えてしまったが、 家主が修理してくれない。
- ●借りている土地に建てた家の 増築を、地主が正当な理由も なく承諾してくれない。



トラブルの当事者



次の4~5の法的トラブルについては、 被保険者ご本人に関わる 調停等に要する弁護士への 各種費用が対象となります。

4 遺産分割調停

- ●兄弟間の遺産分割の協議が まとまらず、調停での手続き となった。
- ●母がすべての遺産を兄に相 続させるとした遺言を残して 亡くなり、自分が相続できる 権利が侵害されたため、調停 で手続きすることとなった。



⑤離婚調停(※3)

初年度契約は、保険開始91日目 から補償対象となります。

- ●夫婦間での協議がまとまら ず、調停で離婚手続きを進め るしかなくなった。
- ●こどもの将来のための養育費 の額について夫婦間の折り合 いがつかないため、調停で離 婚手続きをすることとなった。





遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手 続きに至った場合に、被保険者ご本人に係る調停等に要した 費用のみ対象となります。

以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。



- ●自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- ●医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- ■騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- ●借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- ●顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル

など

- (※1)被保険者が親権を有する、未成年の子が対象となります。
- (※2) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルに かぎります。
- (※3)離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生し たときは、保険金をお支払いできません。

2つの保険金で気になる費用を しっかりサポートします。

国内補償(※)

弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル 解決の委任を行うとき に負担した弁護士費用 を補償します。

■保険金額 (保険期間1年間につき)

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する 弁護士等への委任に かかった費用

×(100%-

自己負担割合10%

法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書 士へ法律相談・書類作成 の依頼を行うときに負担 した法律相談・書類作成 費用を補償します。

■保険金額 (保険期間1年間につき)

万円 限度

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する 法律相談・書類作成に かかった費用

自己負担額 1,000円 (免責金額)

(※)日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

▲ いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払事例(人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。2回 の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束をしてくれたため、合意書面を作成した。

弁護士等への委任に かかった費用

40万円

着手金 15万円、報酬金 25万円

法律相談・書類作成に 1万円 かかった費用



弁護士費用保険金のお支払額

40万円×(100%-10%(自己負担割合))=36万円

法律相談・書類作成費用保険金のお支払額

1万円 - 1,000円(自己負担額) = 9.000円

合計 36万9.000円をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

相談できる弁護士が身近にいなくても安心!「弁護士紹介サー

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡くだ さい。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客 さまに弁護士をご紹介します。

故・嫌がらせ相談窓

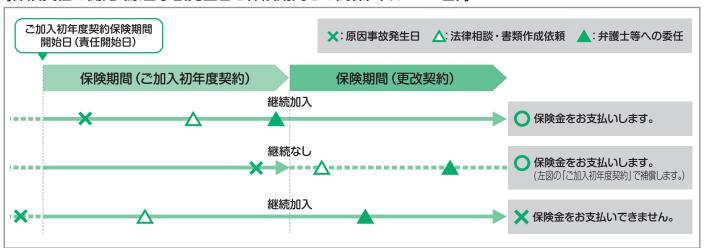
被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。 警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。 「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへの ご連絡をお願いします。

- (注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。
- (注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
- (注3)ご利用は日本国内からにかぎります。
- (注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (注5)「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記窓口または取扱代理店までご連絡ください。 【受付時間】24時間365日 0120-727-110
- (注)保険金のお支払い方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

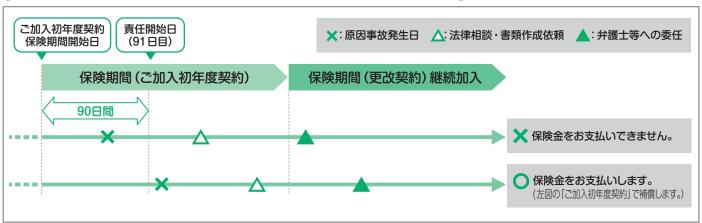
弁護士費用補償に関する保険責任について

- ■保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
- ■保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時(中途加入の場合は中途加入時)より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- ■同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【保険責任の開始(原因事故発生日と保険期間との関係)(イメージ図)】



【「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)】



(注) 「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日 (中途加入の場合は中途加入日) からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります (責任開始日)。 したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたこれらのトラブルについては、保険金をお支払いできません。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。 ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様としま す。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

<傷害総合保険>のあらまし(契約概要のご説明)

■商品の仕組み:<傷害総合保険>この商品は傷害総合保険普通保険約款に弁護士費用総合補償特約等の各種特約をセットしたものです。

■保険契約者 : 日本大学医学部同窓会

2025年3月1日午後4時から1年間となります。 ■保険期間

2025年2月3日 ■由込締切日

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等:引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者:日本大学医学部同窓会 会員の先生

●被保険者 : 日本大学医学部同窓会 会員の先生方またはそのご家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族)※ただし、未成年者を除きます。

●お支払方法: 2025年3月から毎月ご指定の金融機関口座から振替となります。(12回払)
●お手続方法: 下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の櫻醫社までご送付ください。

	ご加入対象者	お手続方法
		同封の「加入依頼書」·「預金口座口座振替依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご 提出いただきます。
既加入者の皆さま	書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	で加入プランを変更するなど前年と条件を 変更して継続加入を行う場合**	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。
a	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。

※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は櫻醫社までお問い合わせください。 (注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

●中途加入 :保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日午前0時 (20日過ぎの受付分は翌々月1日)から2026年3月1日午後4時までとなります。

保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の当月から毎月ご指定の金融機関口座から振替となります。

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の櫻醫社までご連絡ください。 ●中途脱退

●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。 また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■満期返れい金・契約者配当金:この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

<傷害総合保険>補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

ケガの補償

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。 (※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食 中毒は含みません。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- ■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程 が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- ■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
- (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合	
ケガ(国内外補償)	死亡 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転等 ④的妊娠、出産、早産または流産産 ⑥外科の手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(**1)を除きます。)、核燃料物医等による連波(天災危険補償特約をセットしないおうち症)、腰の場所のでいかゆる「むないもら症がののピッケル等の登山用具を使用するられがいるからが、部症候群(いわゆる「むないもののじピッケル等の受力を対しが、でいるが、対リング、できる壁の操縦(戦務をしてダウを含ボる場合を除む運動ををはん、みみます。)、所空機(縦務がつりので、直が数がりが、きます。)、バスリングで、きます。)、バスリングで、きます。)、バスリングで、きます。)の間の事を使用するの語が、対して、のので、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して	
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。		
	入院 保険金	後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%) 事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(1,000日限度)		
	手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(*1) ② 先進医療に該当する手術(*2) <入院中に受けた手術の場合> 手術保険金の額=入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部		

	国内外補償)続き	
	弁保	
3	弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)	

	<傷害総合保険>補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)			
保険金の種類 保険金をお支払いする主な場合 保険金をお支払いできな		保険金をお支払いできない主な場合		
ケガ (国内外補償) 続き	通院 保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。通院保険金の額=通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度) (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(**)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	<前ページから続きます。>	
弁護士費用補償(弁護士費用総合補償特約)				

[價] 続き							
ŧ	弁護士費用補償(弁護士費用総合補償特約)						
保	保険金の種類 保険金をお支払いする主な場合			保険金をお支払いできない主な場合			
弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブル	弁費(弁護士費用保険金 + 法律相談・書類作成費用保険金	被当相護士2つな定■ 2 3 3 4 4 6 2 5 6 5 8 5 8 5 8 5 8 5 8 5 8 6 7 8 8 6 7 8 8 6 7 8 8 6 7 8 8 7 8 8 7 8 8 8 8	機期間中の原因事故によって発生した以下動から動までのいずれかに該(**1)について、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律は頼を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、弁に頼を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、弁に積度を担談・書類作成費用を負担することにより被った損害に対して、弁護士等とは法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、以下動いの場合は、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルにとなります。なお、動・動のトラブルに該当する場合において、補償の対象とこよって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するのは法ます。 関するトラブル とれた、財物を壊された、盗取(**2)にあった等の被害を被ったことによるトラます。 昔家に関するトラブル る土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における公の事な中立でによる賃貸借契約の条件交渉(賃貸借契約の更新に際しての条件ます。)に関するトラブルをといいます。ただし、被保険者または被保険者の未成年の当な中立でによる賃貸借契約の条件交渉(賃貸借契約の更新に際しての条件ます。)に関するトラブルを含みません。関するトラブルをといいます。となります。この婚姻関係の解消にかぎり、協議離婚によるものを含みません。事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過すまでの間に発生した場合は、保険金をお支払いしません。金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。停に関するトラブル他の相続人との間の遺産分割または遺留分侵害額請求(**3)における調停等をいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象をおよれ結核放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変費用を含みません。との請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。に関するトラブルとが等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的できるトラブルにかぎります。大きは、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。 お支払いする保険金の額 弁護士等への委任(**4)によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解またはは調停に要した費用等を負担することにより被ったもあります。とは、弁護士費用保険金額を限度とします。 ・弁護士費用保険金の額=損害の額×(100%ー自己負担割合10%) ・弁護士費用保険金の額=損害の額×(100%ー自己負担割合10%)	(全トラブルに共通の事由) ① 放意、重大な過失または契約違反 ② 自殺行為(※)、犯罪行為または関争行為 ③ 旅業、大麻、あへん、覚せい剤または引いった。 一の使用 ④ 戦争、外軍の使用 ④ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による津波 ⑤ 地震、噴火またはとれらにより連または即時強物の欠陥、自然の消耗またはいりにより事体のいる。 一の財物がび、変色、ね身体のいます。 一の財物がび、変色、ねりをしいます。 一の財物がでにはするトとは、他の財物を持ちない。 一の財物を持ちない。 一の関するの財力には、 一の関するの所に、 一の財力には、 一の財力には、 一の財力には、 一の財力には、 一の財力には、 一の財力には、 「関するる事由。 「の保険契約で保険を金のでは、 一の財力には、 「の保険対力には、 「の保険対力には、 「の保険対力には、 「の保険対力には、 「の保険対力には、 「のよっとが表別には、 「のようなとおする。」 「の保険対力には、 「の保険が表別を対しては、 「のようないで、 「ないないで、 「ないないで、 「ないないで、 「ないないで、 「ないないで、 「ないないないで、 「ないないないで、 「ないないないないないないで、 「ないないないないないないないで、 「ないないないないないないないないないないないないないないないないないないない			
が対象)		法律相談· 書類作成費用 保険金	弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 法律相談・書類作成費用保険金の額=損害の額—自己負担額1,000円	た被害事故に関するトラブル ③医師等が行う診療、診察、検査、診断、 治療、看護または疾病の予防 ④あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または 柔道整復等			
		は②の係 ①被保険 り算出 ②保険金 士への た保険 (※1)日本の	内法に基づき解決するトラブルにかぎります。	16薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示。 16身体の美容または整形 左記 1・2・5 に該当する場合 1分被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由 左記 1・5 に該当する場合			
		ぎります	欺、恐喝またはこれらに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものにか 。 是害額請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。	(®環境汚染) (®環境ボルモン、石綿またはこれと同種) の有害な特性に起因する事中			

- (※3)遺留分侵害額請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。 (※4)同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。
- の有害な特性に起因する事由
- ②騒音、振動、悪臭、日照不足等 ②電磁波障害

左記 Iに該当する場合 ②被保険者の行為に起因して発生したことが明らかに認められる離婚調停に関するトラブル

その他特約 保険金の種類 保険金をお支払いする主な場合 保険金をお支払いできない主な場合 日本国内または国外において、被保険者(*1)が次の①から④までのいずれかの事由に より法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除 計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害 きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や 賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親 他人の財物を壊した場合 ②被保険者(※1)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。) 族に対する損害賠償責任 に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせ ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または 管理する財物の損壊について、その財物に ついて正当な権利を有する方に対して負担 た場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品)(※2)を壊したり盗まれ する損害賠償責任 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等(*3)を運行不能にさせた場合 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 (※1)この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行 または殴打に起因する損害賠償責任 イ 本人の配偶者 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 等の車両(*1)、銃器の所有、使用または管理 に起因する損害賠償責任 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりま ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事 由により生じた損害 す。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ. イ. からエ.までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘 争行為 /賠償責任(国内外補償) 定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(そ 差し押え、収用、没収、破壊等国または公 共団体の公権力の行使 の責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する 個人 事故にかぎります。 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、 賠償責任 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損 ひび割れ、虫食い (*)害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 偶然な外来の事故に直接起因しない電気 告の原因とように事成先生時におけるものをいします。 (※2)次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義誠、義肢その他これらに準ずる物 的事故または機械的事故 置き忘れ(*²)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは 融雪水の浸み込みまたは吹き込み 受託品が委託者に引き渡された後に発見 · 動物、植物 ・自転車、バンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、 された受託品の損壊または盗取 など ラジコン模型およびこれらの付属品 (※1)次のア.からエ.までのいずれかに該当す フソコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(コット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、ブリベイドカードその他これらに準ずる物 がいたがら上るという。このことであるものを除きます。 ア主たる原動力が人力であるものイゴルフ場敷地内におけるゴルフカー ウ.身体障がい者用の車(*3)および歩行 補助車で、原動機を用いるもの 工.移動用小型車および遠隔操作型小 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品・山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る 型車 (※2)保険の対象を置いた状態でその事実また は置いた場所を忘れることをいいます。 (※3)身体の障害により歩行が困難な者の移 高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運 動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 動の用に供するための身体障がい者用 漁具 の車いす等の車をいいます。ただし、 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 原動機を用いるものである場合は法令 に定める基準に該当するものにかぎり、 不動産 など 遠隔操作により通行させることができ (※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗 用具をいいます。 るものを除きます。 偶然な事故により携行品(※1)に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額(※2)を基準に ①故意または重大な過失 算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 いします。 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転ま ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。 たは麻薬等により正常な運転ができないお それがある状態での運転 (※1)「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除 物を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り きます。)、核燃料物質等によるもの 品をいいます。 (※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用 ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な **⑥**欠陥 場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変 色、ねずみ食い、虫食い等 (注1)乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の 物の損害の ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 限度とします。 携行品 (注2)次のものは保険の対象となりません。 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電気 損害 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事 的·機械的事故 (国内外 務機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ⑩置き忘れ(*)または紛失 補償) ①楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断ま 補償 (*)■動物、植物等の生物 たは打楽器の打皮の破損 ■ 目動車、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 目転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ⑫楽器の音色または音質の変化 (※)保険の対象を置いた状態でその事実また は置いた場所を忘れることをいいます。 ■海目 ■預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、手形その他の有価証券(小 切手を除きます。)およびこれらに類する物 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など

- (※)補償内容が同様のご契約(*1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(*2)。
- (※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
- (※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

用語のご説明

m==	四年の中華		
用語	用語の定義 		
	トラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。原因事故の発生の時は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。		
	トラブルの種類	原因事故の発生の時	
	1.被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時	
原因事故	2.借地または借家に関する トラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に 関する事由が発生した時 (通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通 知を受領した時)	
	3.離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時	
	4.遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時	
	5.人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時	
財物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これら 類する権利等の財産権を含みません。		
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいし)ます。	
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)		
調停等	調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎります。		
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。		
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等 の受領等のためのものは含みません。		
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。		
被保険者の 未成年の子	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。 弁護士または司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をしいます。		
弁護士等			
保険金請求権者	士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行う者を含みます。 これまでに婚姻歴がないことをいいます。		
未婚			
免責金額			
配偶者	(※1) 内縁の相手方とは、婚姻の所る方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍」 実質を備える状態にある方を (注) 内縁の相手方および同性パー	トナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)を	
もち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みま 親族 6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。		100000000000000000000000000000000000000	
祝佚	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。		

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1.クーリングオフ

45

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2.ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ●ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認く
- ●加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断 を行ううえで重要な事項となります。
- ●ご契約者または被保険者には、告知事項(*)について、事実を正確にご回
- <告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。 ★被保険者の職業または職務
- ★他の保険契約等(※)の加入状況
- (※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、 普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通事 故傷害、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して 支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたこ とにはなりません。
- *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なる ことを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払い できないことがあります。
- ●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いし ます。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法

- により被保険者の同意の確認手続きが必要です
- ●弁護士費用総合補償特約において、ご加入初年度の保険期間の開始時 (中途加入の場合は中途加入時)より前に、原因事故が発生していた場合 または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っ ていた場合等は、保険金をお支払いできません。

3.ご加入後における留意事項(通知義務等)

- ●加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就 かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者また は被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知い ただく義務(通知義務)があります。
 - ■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が 生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。 追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
 ■この保険では、以下に記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、
 - これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめ ご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が 発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故に よるケガに対しては、保険金をお支払いできません。
 - プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業
- ●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取 扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ○ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保

- ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変
- 更となる場合は、所定の計算により算出した報を返還または請求します。
 ●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
 <被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>
 被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を 解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りす ることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。 あらかじめご了承ください。 <重大事由による解除等>
- ●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると 認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いでき ないことがあります
- <他の身体障害または疾病の影響>
- ●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお 支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったもの として保険金をお支払いします。

4.責任開始期

- ●保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。
- *中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日午前0時 (20日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

【弁護士費用総合補償特約】

●離婚調停に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始 日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した 日の翌日から保険責任が始まります。

5.事故がおきた場合の取扱い

- ●事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通 知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- いる口は、下水平以上的ようは一部での又払いじではいしてかのります。 ●弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面で通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士等ものではまたは分替上等となっています。 士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談·書類作成依 頼をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないこ とがあります。
- ●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず 損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャ バンの承認を得ることなく賠責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあり ます。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出て ください。
- (注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した 事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解 決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サ ービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の 方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスを ご利用いただけませんのでご注意ください。
 - ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明ら かに超える場合
 - 損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- ●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例		
1	保険金請求書および保険金 請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任 状、代理請求申請書、住民票 など		
2	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類 など		
3	傷害の程度、保険の対象の 価額、損害の額、損害の程度 および損害の範囲、復旧の 程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の傷害または疾病に関するい。 他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診所書、診療報明書、診療報明書、診療報明書、診療報明書、診療報明書、診療報明書、診療報明書、診療報明書、源泉徴収票、災な損期定等が、所得後収票、災な損期に関する事故、他人の財物の損壊に関する事的、領理見積書、写真、信期の場合と、といるの場所を開発を表して、といるのでは、一、のを、は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、		

書その他これに代わるべき書類

	必要となる書類	必要書類の例
4	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
(5)	公の機関や関係先等への調 査のために必要な書類	同意書など
6	被保険者が損害賠償責任を 負担することが確認できる 書類	示談書(**)、判決書(写)、調停調書(写)、和解 調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
7	損保ジャパンが支払うべき 保険金の額を算出するため の書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載し た支払内訳書 など

- (※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後に お支払いします。
- (注1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、前記以外の 書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあり ます。
- (注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち 損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求 できることがあります。
- ●前記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要 な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会また は調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長すること があります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせ ください。
- ●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等を ご確認ください。

6.保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払い できない主な場合】をご確認ください。

7.中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱 退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の開始日からすでに過ぎた期 間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際し て、返れい金のお支払いはありません。

て、返れい金のお支払いはありません。
(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。
内容につきましては、取扱代理にまたは指保ジャパンまでお問い合わ 内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わ せください。

8.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財 産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金解約 返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることが あります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険 会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破 綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

9.個人情報の取扱いについて

- ○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供
- ○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険 等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うた めに取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険 のに取停利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務会託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の国人権報を含みます。)については場保されば、パーロンでは場保されば、アードでは、 個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト (https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧いただくか、取扱代理 店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のう え、ご加入ください。